

(令和4年11月29日)

第4期栗東市地域福祉計画

素案

令和4年11月

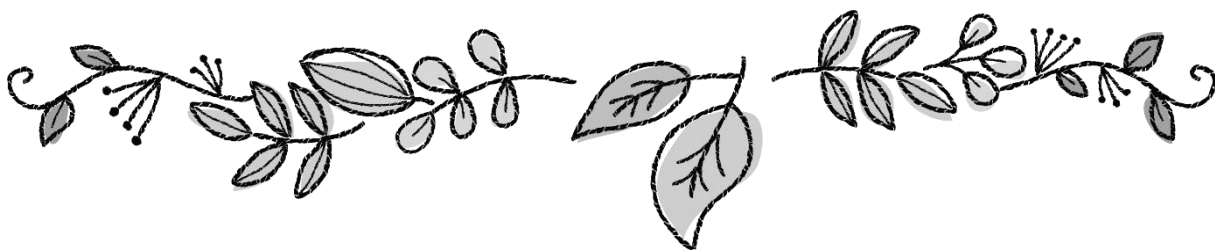
栗東市

目次

第1章 第4期栗東市地域福祉計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定方法	6
第5節 地域福祉推進の圏域について	7
第6節 地域福祉計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」	8
第2章 栗東市を取り巻く現状と課題	9
第1節 現状から見た特徴と課題	11
第2節 市民意識調査結果について	21
第3章 第4期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題	33
第1節 制度改正等により踏まえるべきポイント	35
第2節 第3期栗東市地域福祉計画の検証	39
第3節 栗東市の地域福祉の課題	43
第4章 計画の基本的な考え方	45
第1節 計画の基本目標	47
第2節 基本方向	48
第3節 重点プログラム	48
第4節 施策体系	49
第5章 重点プログラム	51
重点プログラム1 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築	53
重点プログラム2 市民の地域福祉への参画促進と人材の育成	55
第6章 地域福祉推進に向けた施策の展開	57
基本方向1 地域で互いに支えあうまちづくり	59
基本方向2 一人ひとりの課題を解決できるまちづくり	65
基本方向3 安全・安心な福祉のまちづくり	72
付随計画1 成年後見制度利用促進基本計画	76
付随計画2 再犯防止推進計画	78
第7章 計画の推進体制とフォローアップ	81
第1節 推進体制	83
第2節 地域福祉を推進する上での各主体の役割	83
第3節 計画の進捗管理	85
資料編	87

第1章

第4期栗東市地域福祉計画策定の趣旨



第1節 計画策定の背景・趣旨

近年わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う単身世帯の増加や核家族化の進行、雇用環境の変化による非正規労働者の増加等、社会状況が大きく変化しています。そして、ICT*の急速な進化等、生活環境の変化に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、世代間の意識の違いにより、地域のつながりは希薄化し、地域社会の脆弱化につながっています。加えて、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人とのつながりづくりが一層困難な状況となりました。

本市においても、少子高齢化や世帯人員の減少による高齢者だけの世帯の増加と核家族化の進行が見られる中、従来の家族機能は低下し、地域のつながりも希薄化しています。この結果、地域では子育てや介護の悩み、子どもや障がいのある人、高齢者に対する虐待等の従来からある福祉課題に加え、引きこもりや支援拒否等による社会からの孤立、高齢の親が無職の子どもを支える「8050問題*」、本来は大人が担うと想定されている家事や介護等を日常的に子どもが行う「ヤングケアラー*」等、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

これらの福祉課題に対応するためには、公的サービスの提供だけではなく、住民相互の支えあい機能を強化し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題の解決に取り組む包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

本市では、平成19年11月に「パートナーシップによる地域づくり」を基本目標とする「栗東市地域福祉計画」を策定しました。その後も市民の新たなニーズを踏まえ、平成24年3月に第2期、平成30年3月に第3期と計画を改定しました。第3期計画では「人と人がつながる共生のまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けて多様な人々が連携して支えあうまちづくりを推進してきました。

また、栗東市社会福祉協議会*においては「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進するための様々な事業を実施する中で、地域住民が主体的に交流や見守り・支援活動等の小地域福祉活動が展開されるよう取り組まれています。

このような国や本市の動向を踏まえ、今回策定する「第4期栗東市地域福祉計画」（以下、「本計画」という）は、地域共生社会の実現に向けた本市の取り組みと、分野を超えた連携のさらなる推進を図るため策定するものです。

「*」印が付いた語句は、巻末の資料編に用語解説があります。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

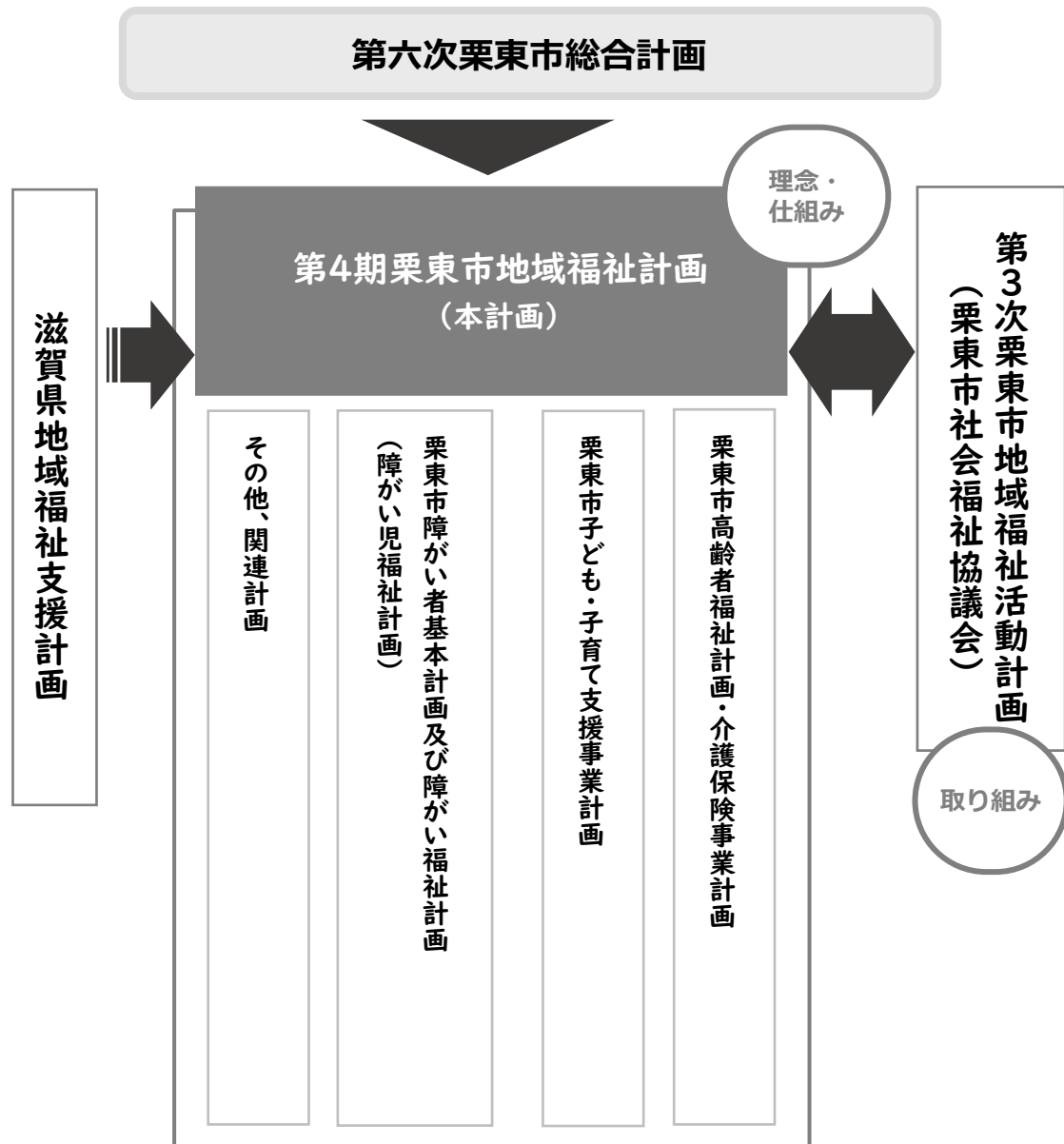
社会福祉法は平成29年6月に一部が改正され、これまで任意とされていた市町村及び都道府県地域福祉（推進）計画の策定が努力義務とされるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられました。加えて、国や地方公共団体の責務として、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めなければならないとされました。

さらに、令和2年6月の同法改正により、市町村は地域福祉計画において包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることが努力義務とされました。

なお、第4期計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含しています。

本計画は「第六次栗東市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための部門別計画です。また、「社会福祉法」において地域福祉計画は高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画として位置づけられています。これらのことから、本計画は、福祉の分野別計画やその他関連計画において共通して取り組むべき事項（理念・基盤）を定めるとともに、栗東市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも整合・連携を図り、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進します。

■計画の位置づけ



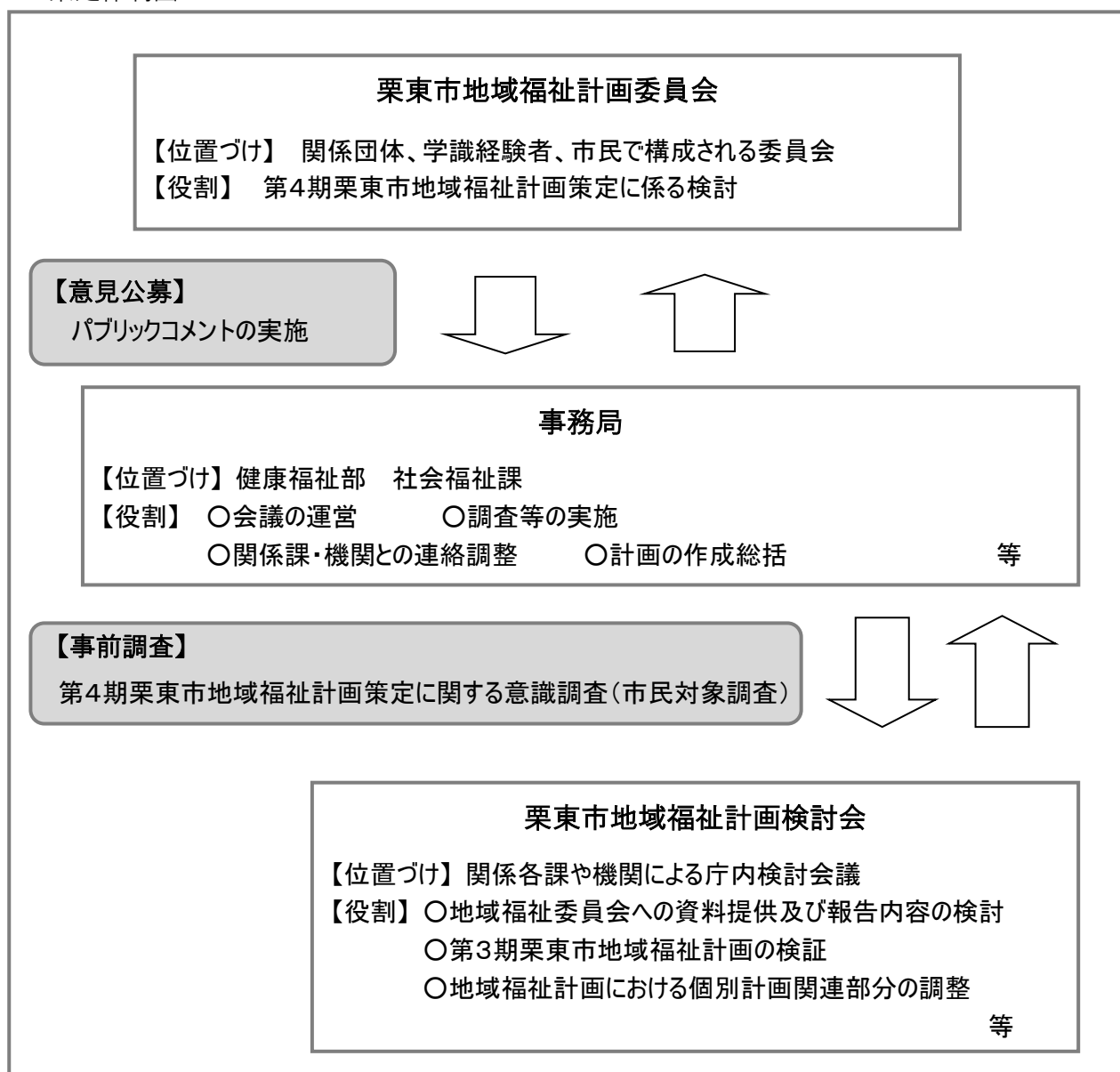
第3節 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から、令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とし、社会状況の変化や法制度・計画等の改訂に伴い、必要に応じて適宜見直しを行います。

第4節 計画の策定方法

本計画を策定するにあたっては、第3期計画の課題を整理した上で、市民を対象に意識調査を実施し、市民や関係機関等の意見を把握しました。また、具体的な課題や施策・事業について幅広く協議検討を行うため、関係団体、学識経験者、市民で構成される「栗東市地域福祉計画委員会」を設置するほか、庁内においては、「栗東市地域福祉計画検討会」を組織し、関係各課と連携を図りながら検討を行い、計画を策定しました。

■策定体制図



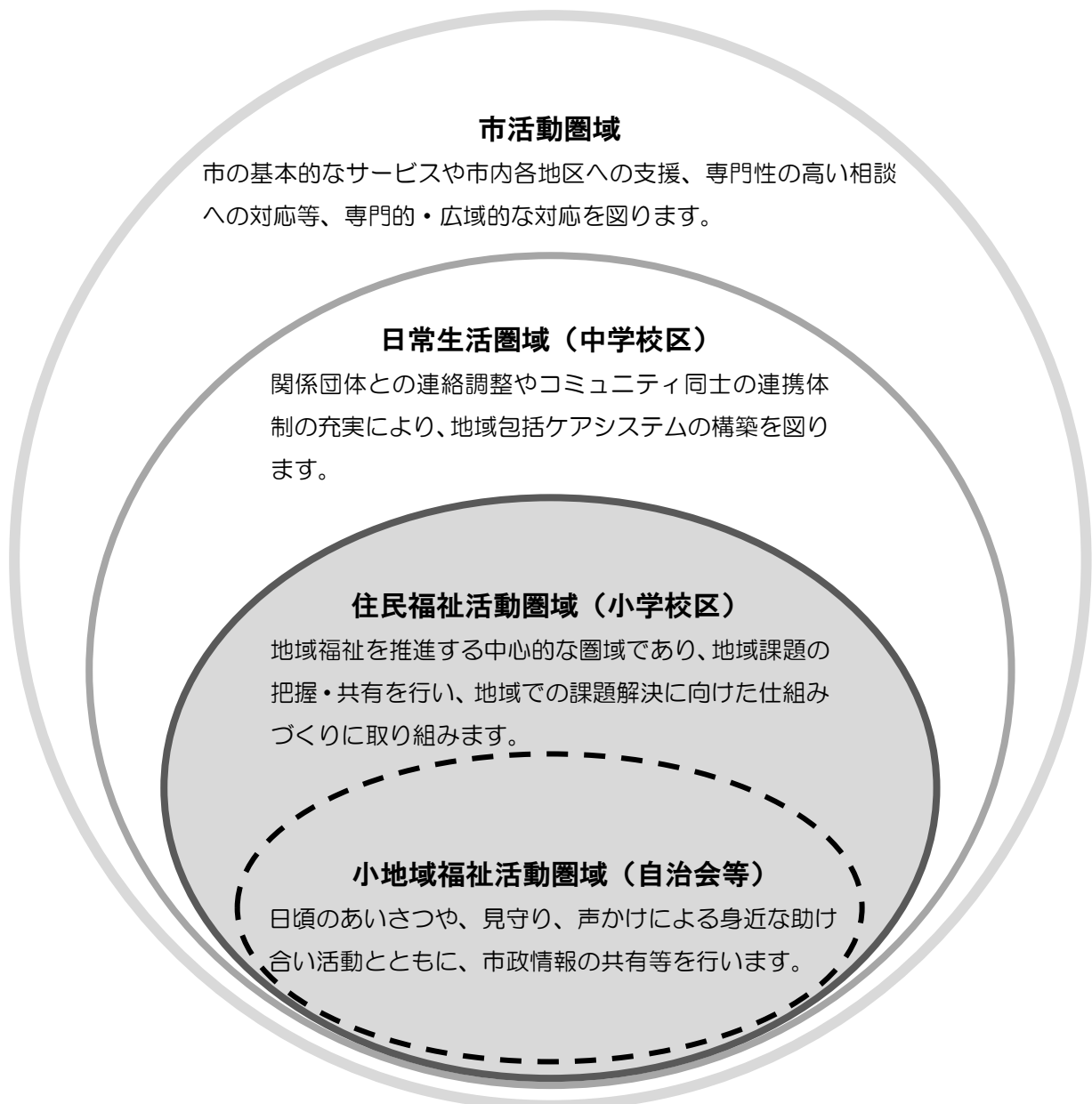
第5節 地域福祉推進の圏域について

地域福祉を推進していくためには、隣近所での助けあい・支えあいに加えて、小学校や中学校区単位、市全体等、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが重要となっています。

そのため、本市では4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備し、支援を必要とする人を複合的に支えるまちづくりを目指します。

その中でも本計画では、地域住民の生活に密着し、あいさつや日常の見守り活動等、地域活動を行う基礎的な圏域として自治会等の地縁団体を設定します。学校や保育園・幼稚園等、児童館、コミュニティセンター等が整備されている小学校区については、地域福祉を推進する中心的な圏域と位置づけ、課題に応じて、自治会等での活動のほか小学校区での活動、広域的な活動、市全域での活動を展開できるよう圏域を設定し、地域福祉を推進します。

■ 地域福祉推進圏域イメージ図



第6節 地域福祉計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本市では、「第六次栗東市総合計画」の各施策分野にSDGsの目指す17のゴールを関連づけることにより、SDGsの達成に向けた取り組みを一体的に推進しています。

本計画においては、特に以下に掲げるSDGsの8つの目標達成に寄与することが期待されています。

【SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標】



【本計画における取り組みとSDGsの対応】



1 貧困をなくそう

生活困窮世帯やひとり親世帯等、経済的に困窮している世帯への支援の実施



3 すべての人に健康と福祉を

全ての人が健康的な生活を確認するための医療・福祉体制の整備



4 質の高い教育をみんなに

全ての人が生涯を通じて質の高い教育を受けられる環境を整備し、生きる力を育む



5 ジェンダー平等を実現しよう

性別等に関わらず、誰もが地域社会に参画できる環境の整備



10 人や国の不平等をなくそう

平等な社会参画のための支援と多文化共生社会実現のための支援の実施



11 住み続けられるまちづくりを

支えあい、助けあいの促進、防災・防犯等の充実を通じた安全で安心して暮らせる地域の実現



16 平和と公正をすべての人に

差別の解消や虐待の防止等を通じた、全ての人への人権の保障



17 パートナリシップで目標を達成しよう

行政・地域・関係機関等の連携を通じた包括的な支援体制の構築

資料：国際連合広報センター

第2章

栗東市を取り巻く現状と課題

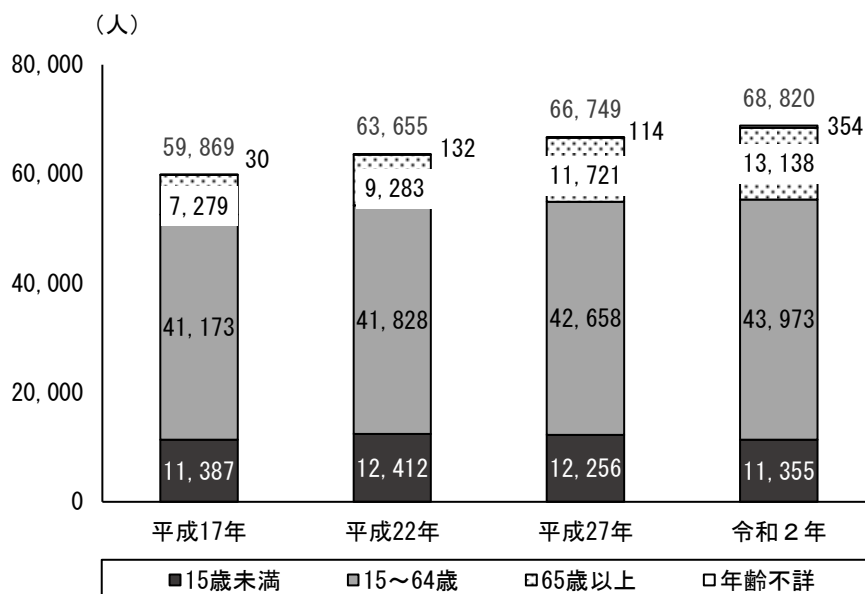


第Ⅰ節 現状から見た特徴と課題

Ⅰ. 人口の状況

(Ⅰ) 年齢3区分別人口の推移

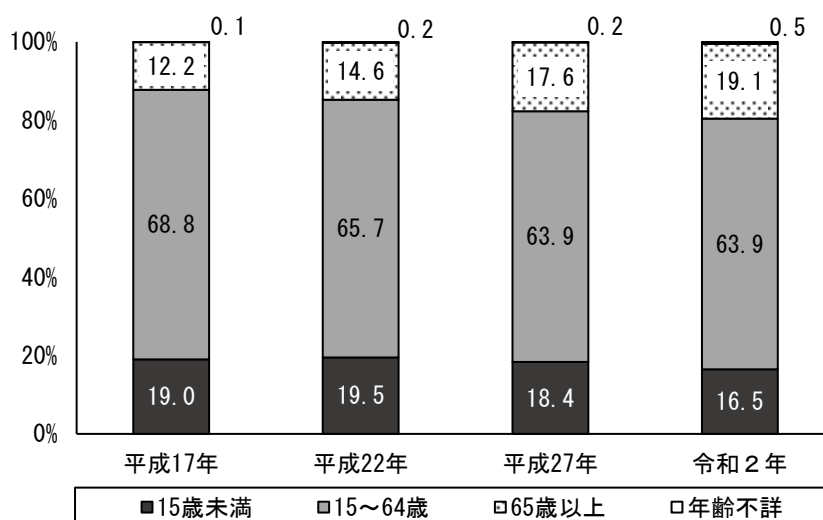
15～64 歳、65 歳以上の人口は増加しています。15 歳未満人口は平成 22 年までは増加していましたが、平成 27 年からは徐々に減少しています。



資料：国勢調査

(Ⅱ) 年齢3区分別人口比率の推移

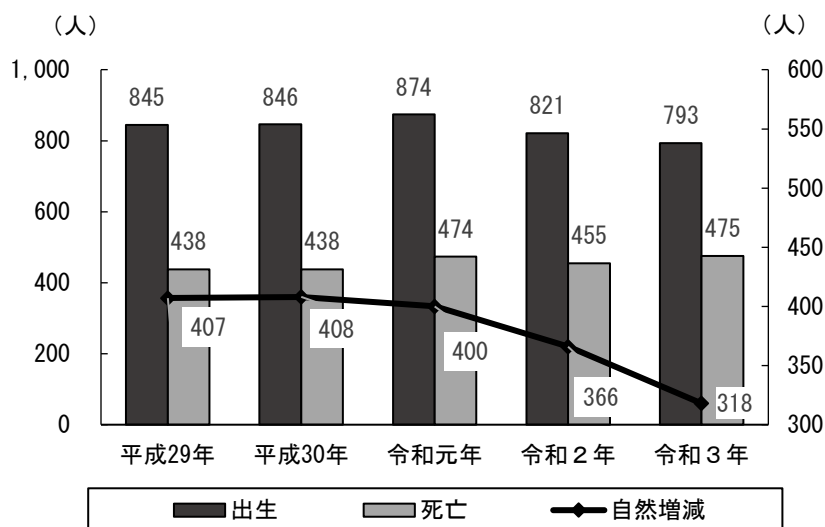
年齢3区分別人口比率の推移では、65 歳以上の人口比率は高まっています。15～64 歳の人口比率は徐々に低下しています。15 歳未満の人口比率は平成 22 年までは上昇していましたが、平成 27 年からは徐々に低下しています。



資料：国勢調査

(3) 自然動態(出生・死亡数)の推移

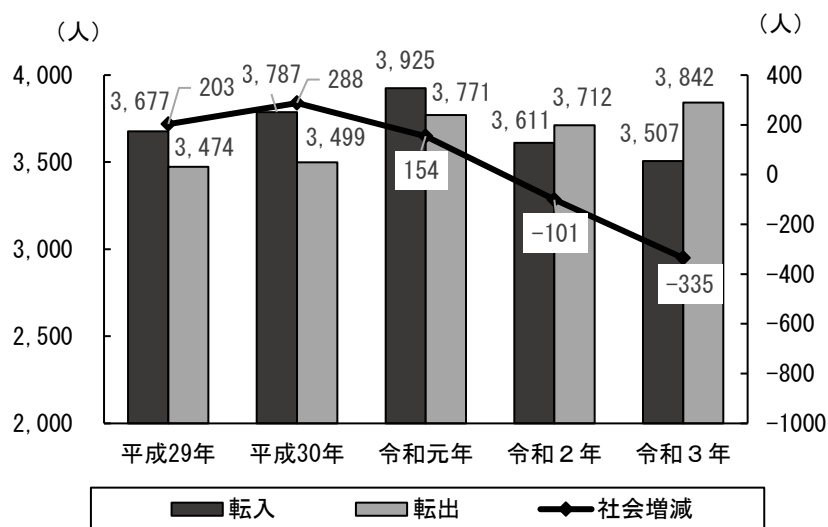
出生数が死亡数を上回る状況が続いています。しかし、令和元年からは徐々に出生数が減少しています。



資料:住民基本台帳(各年12月末現在)

(4) 社会動態(転入・転出数)の推移

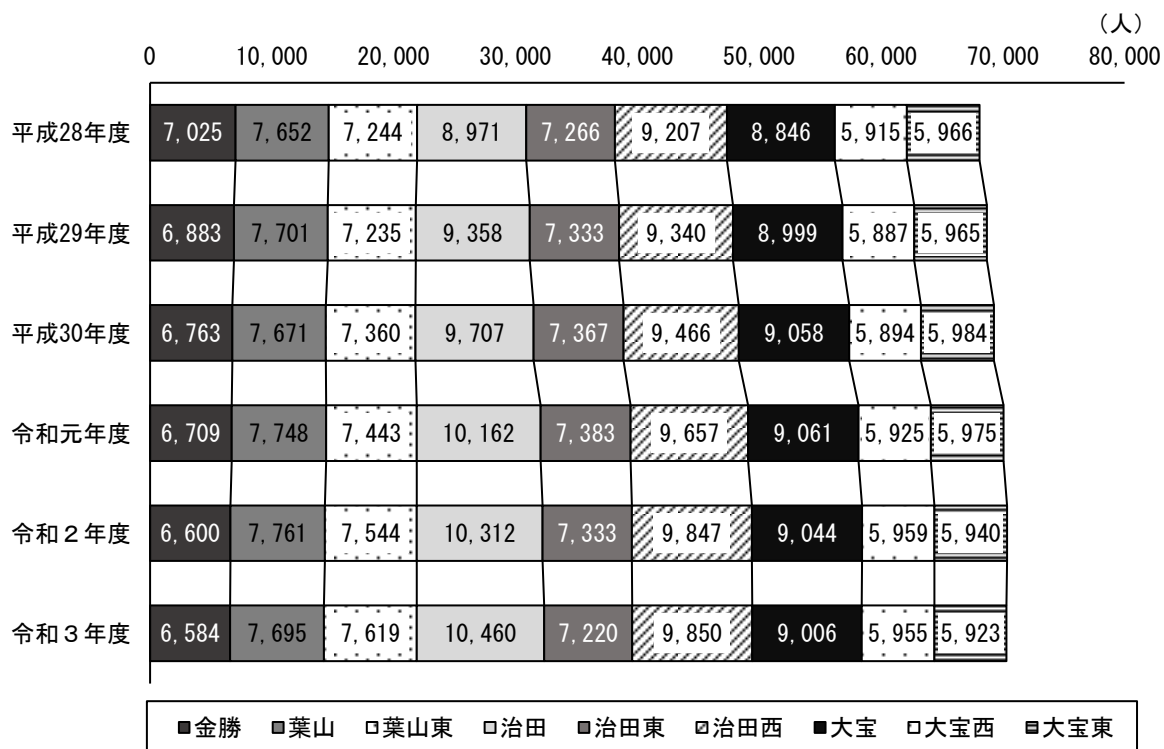
令和元年までは転入が転出を上回っていましたが、令和2年からは転出が転入を上回っています。



資料:住民基本台帳(各年12月末現在)

(5) 小学校区別人口の推移

令和3年度の人口が平成28年度より減っているのは、「金勝」、「治田東」、「大宝東」となっています。

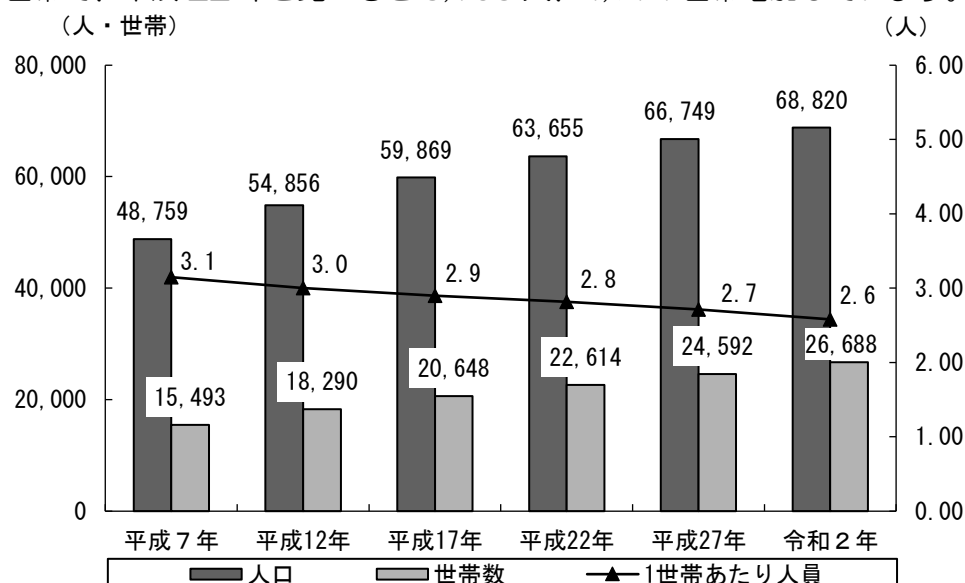


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2. 世帯の状況

(1) 栗東市の人口及び世帯数の推移

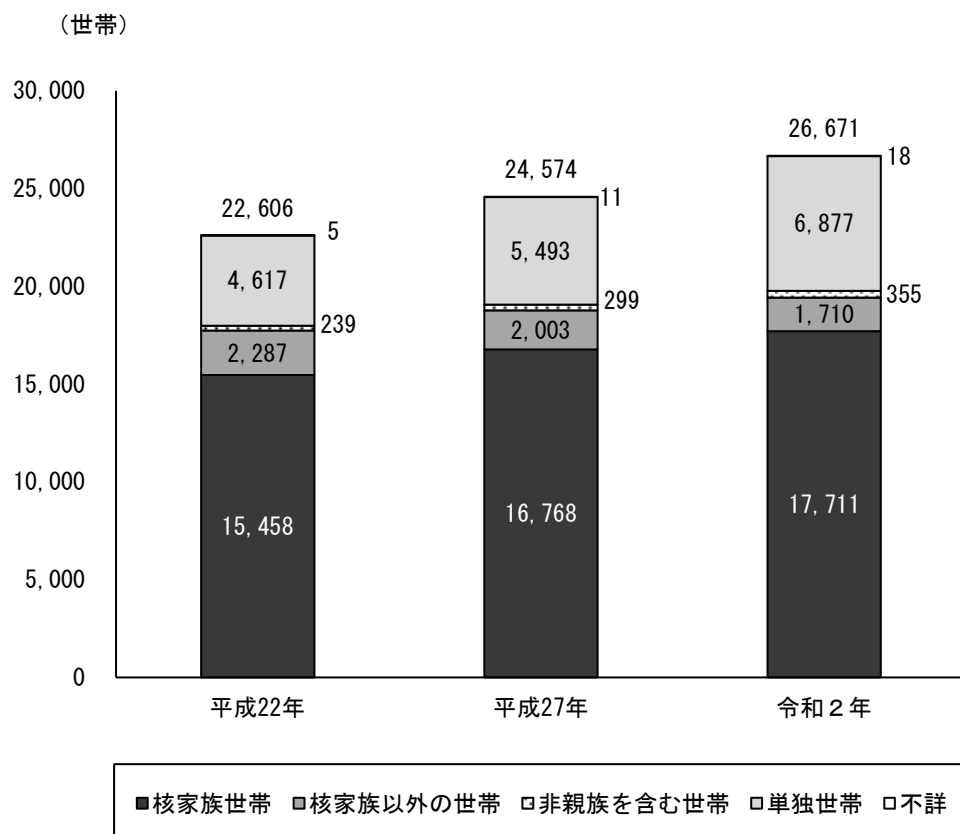
栗東市の人口、世帯数ともに増加してきています。令和2年の人口は 68,820 人、世帯数は 26,688 世帯で、平成 22 年と比べると 5,165 人、4,074 世帯増加しています。



資料：国勢調査

(2) 一般世帯*の家族類型の推移

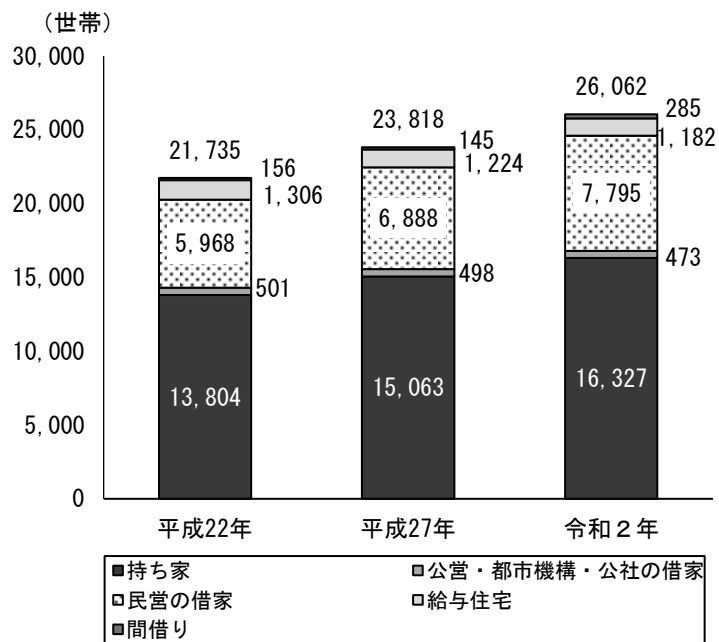
一般世帯の家庭類型の推移をみると、単独世帯が大きく増加しています。また、核家族の割合が半数を超えており、世帯の核家族化が進んでいることが伺えます。



資料：国勢調査

(3) 住宅所有状況の推移

住宅の所有状況の推移をみると、持ち家と民間の借家が増加しており、令和2年には間借りが平成27年から140世帯増加しています。

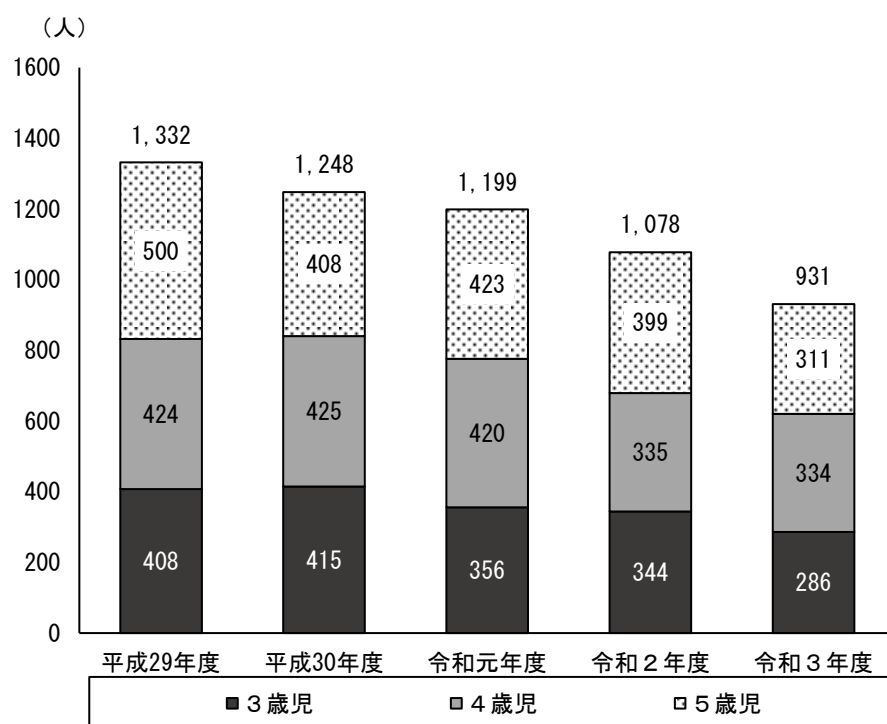


資料：国勢調査

3. 児童・生徒の状況

(1) 幼稚園園児数の推移

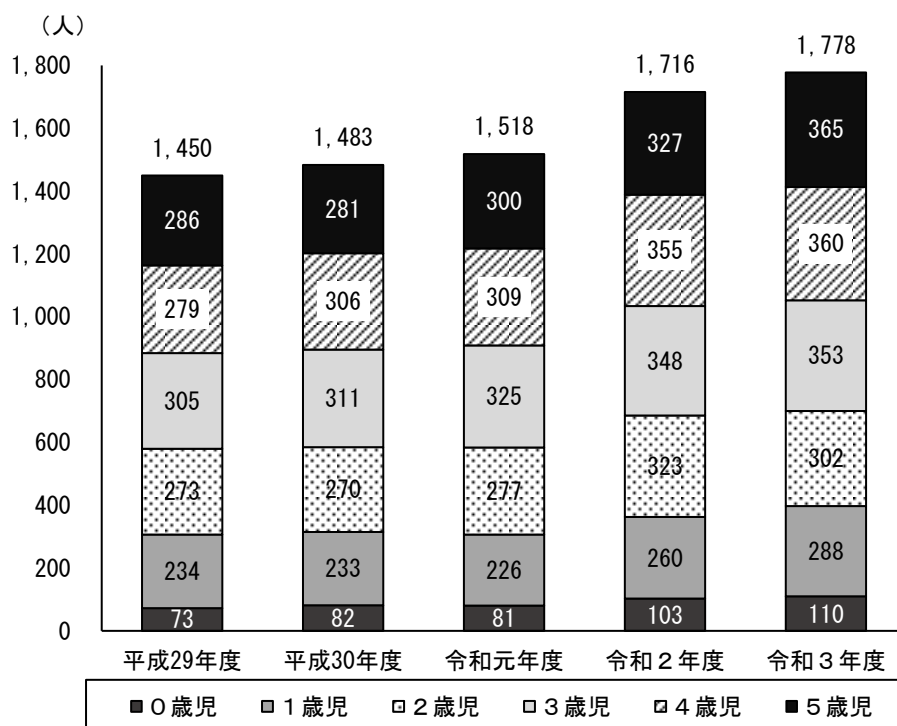
幼稚園園児数は減少傾向で推移しています。



資料：栗東市幼児保育課(各年4月1日現在)

(2) 保育園園児数の推移

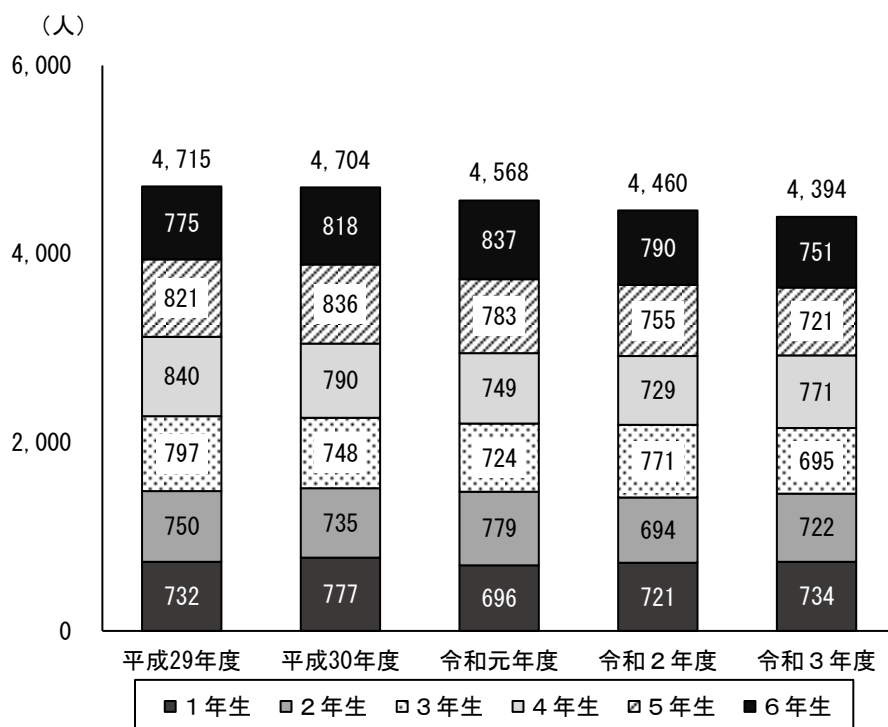
保育園園児数は増加傾向で推移しています。



資料：栗東市幼児保育課(各年4月1日現在)

(3) 小学校児童数の推移

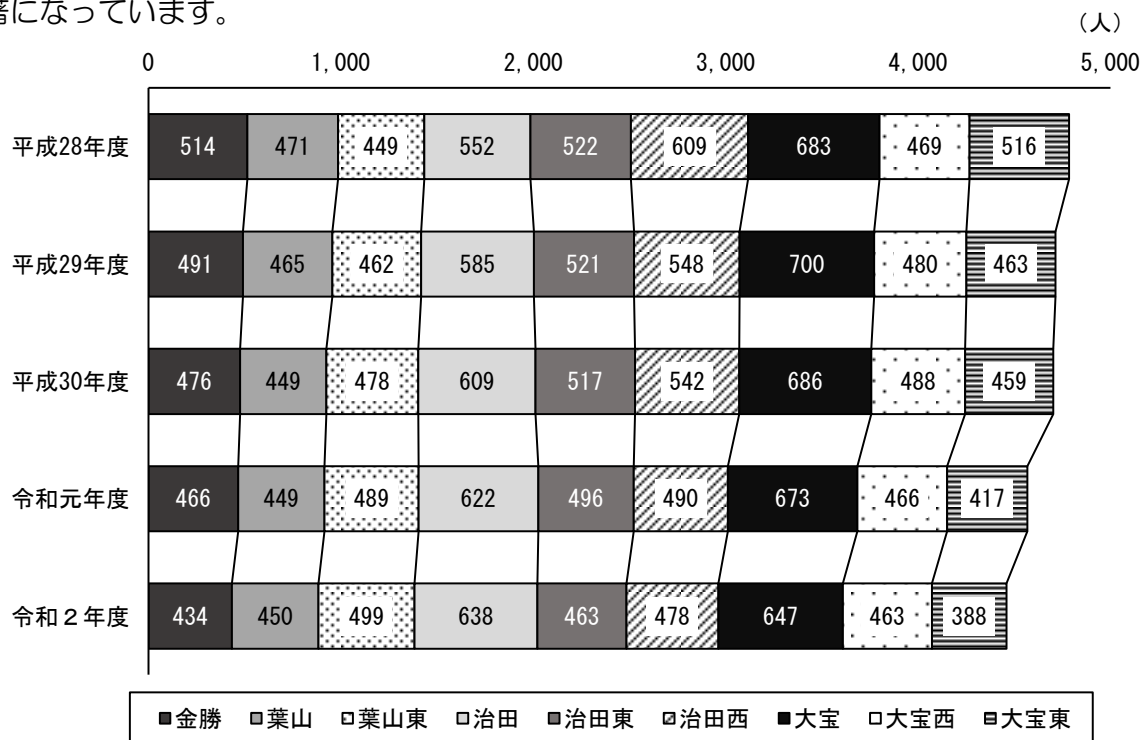
平成 28 年度以降、小学校児童数は減少傾向で推移しています。



資料：栗東市学校教育課調べ(各年5月1日現在)

(4) 小学校別児童数の推移

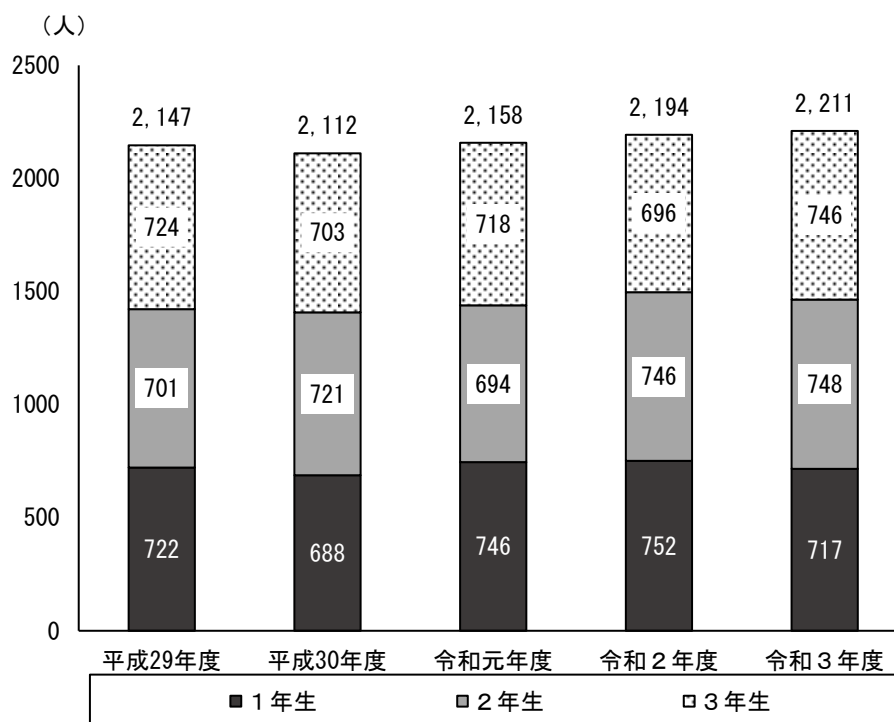
平成 28 年度に比べて令和 2 年度の児童数が増えているのは、「葉山東」、「治田」の 2 校となっています。それ以外の校区では児童数が減少しており、特に「治田西」、「大宝東」の減少が顕著になっています。



資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

(5) 中学校生徒数の推移

平成 30 年度以降、中学校生徒数は増加傾向で推移しています。

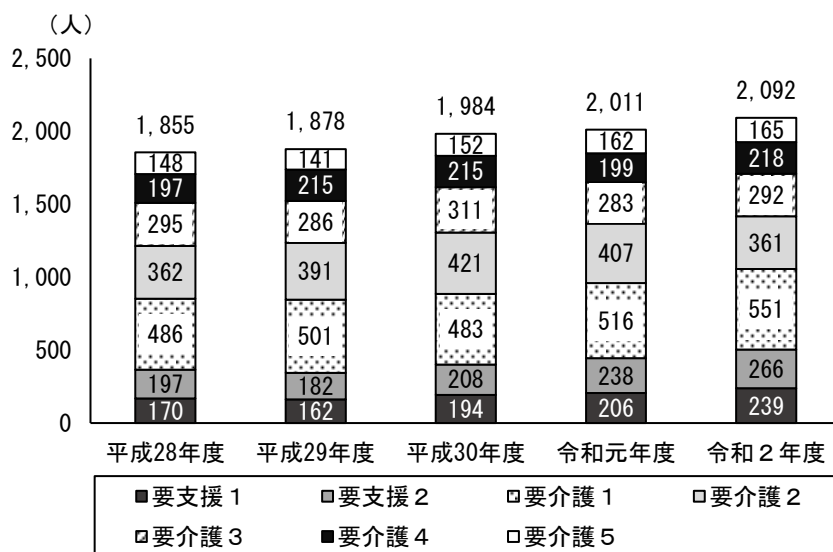


資料：栗東市学校教育課調べ(各年5月1日現在)

4. 地域福祉を考えるための統計数値

(1) 要支援・要介護認定者*の推移

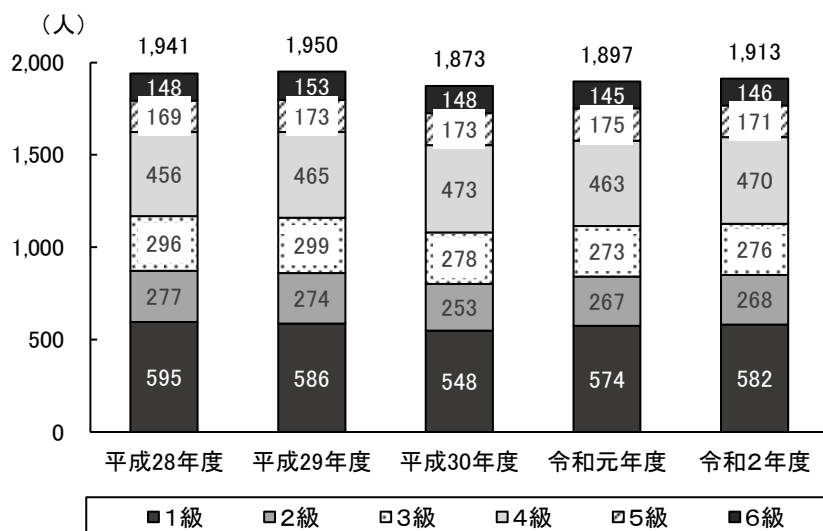
要支援 1、2 の増加が大きく、平成 28 年度から令和 2 年度にかけてそれぞれ 69 人増加しています。



資料：栗東市長寿福祉課（各年 12 月 31 日）

(2) 身体障がい者手帳交付者数の推移

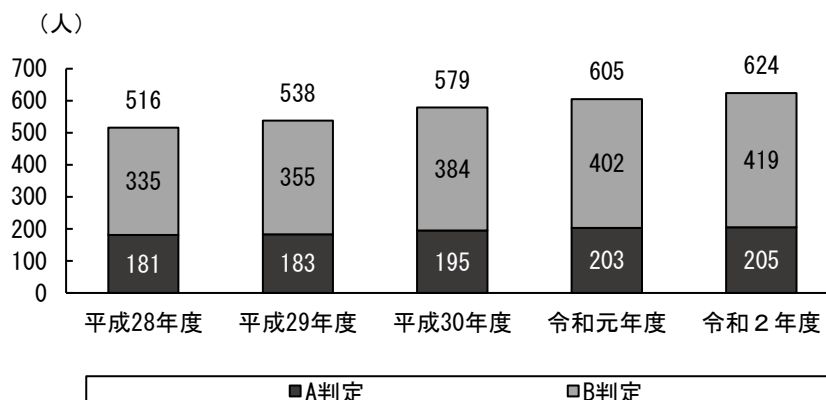
令和 2 年度の身体障がい者手帳交付者数は、1,913 人で、平成 28 年度に比べて 28 人減っています。



資料：第6期栗東市障がい福祉計画

(3) 療育手帳交付者数の推移

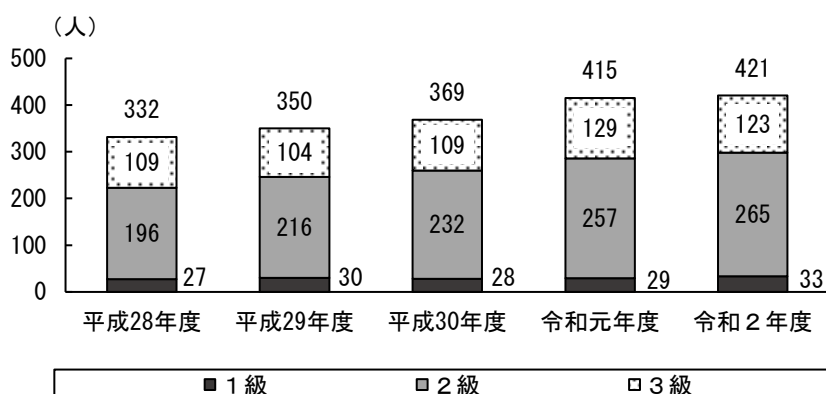
療育手帳交付者数は、年々増加しています。令和２年度の交付者は６２４人で、平成２８年度に比べると、１０８人増えています。



資料：第6期栗東市障がい福祉計画

(4) 精神障がい者保健福祉手帳交付者数の推移

精神障がい者保健福祉手帳交付者数も、年々増加しています。令和２年度の交付者は４２１人で、平成２８年度に比べると、８９人増えています。



資料：第6期栗東市障がい福祉計画

第2節 市民意識調査結果について

本計画の策定にあたり、市民の福祉や地域づくりに対する意識、地域活動の実践状況等の実態を把握し、今後の福祉のまちづくりを検討するための基礎資料とするために市民意識調査を実施しました。

調査対象: 栗東市在住の 18 歳以上の町民
標 本 数: 2,000 人
実施時期: 令和3年 10 月
実施方法: 郵送による配布、郵送及び Web による回収調査
回 収 率: 37.9%(757 件)

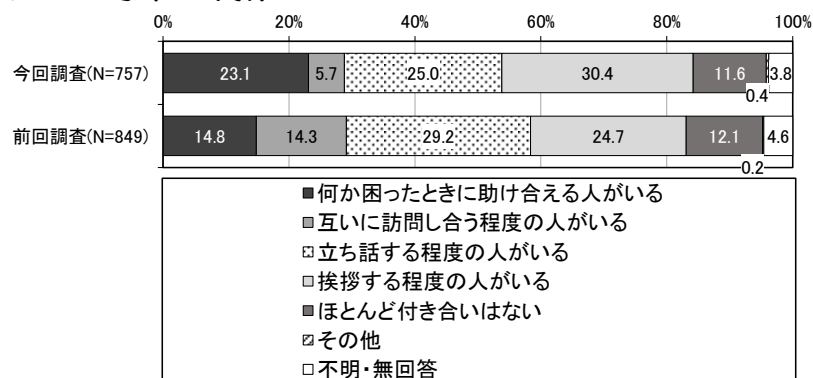
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本計画内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- グラフおよび表のN数（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

1. ご近所との関係・地域について

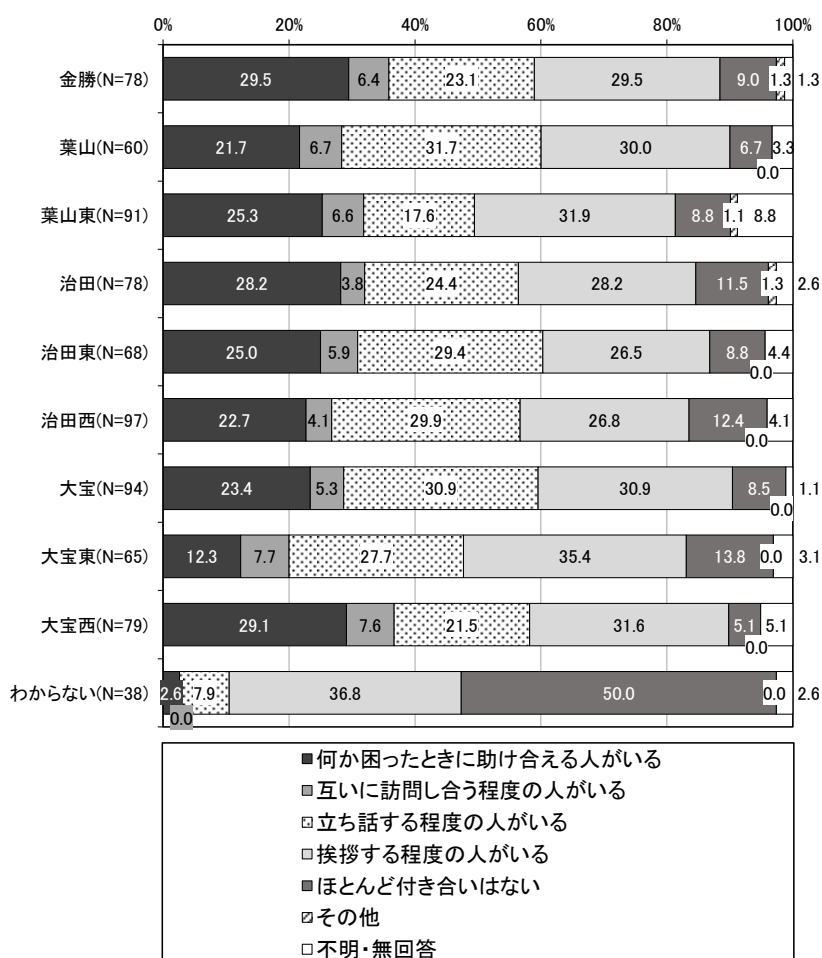
前回調査（平成 28 年度）と比較すると、ご近所との関係で「何か困ったときに助け合える人がある」「挨拶する程度の人がある」の割合が増加しています。【グラフ 1】

また、ご近所との関係は、小学校区別でも差が見られ、「金勝」や「治田」では「何か困ったときに助け合える人がある」が高くなっていますが、「大宝東」では低くなっています。【グラフ 2】

【グラフ 1】あなたとご近所との関係



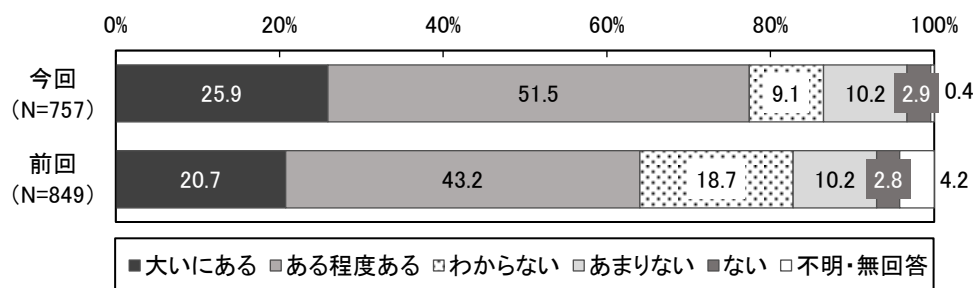
【グラフ 2】あなたとご近所との関係（小学校区別）



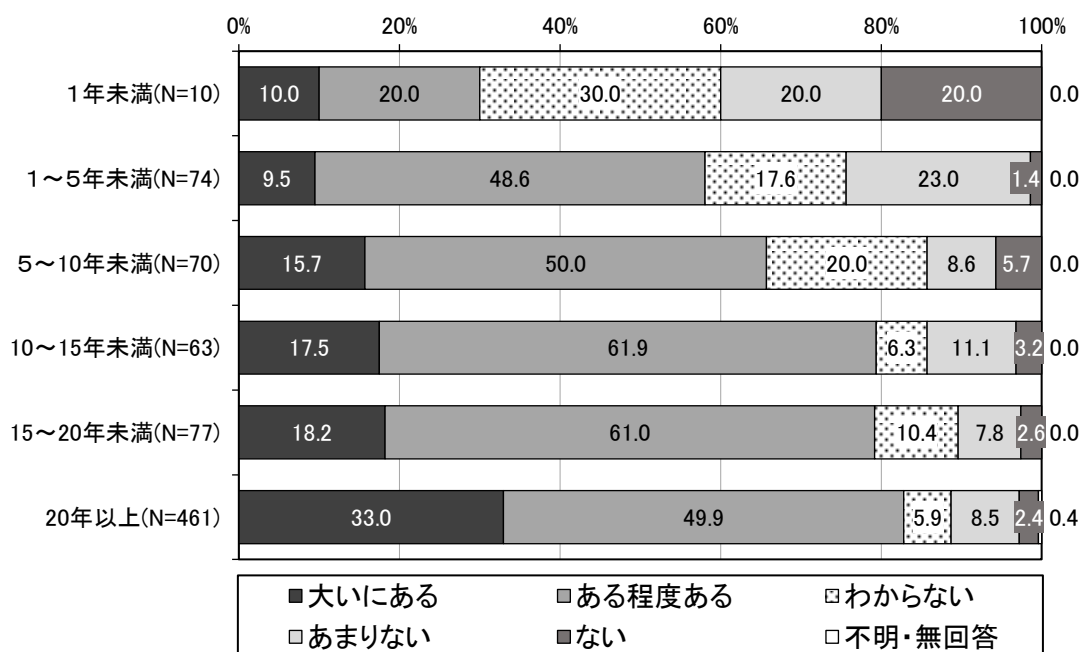
住んでいる地域に愛着（住み続けたいと思う）があるかについて、「大いにある」「ある程度ある」が前回調査よりも増加しています。【グラフ3】「大いにある」「ある程度ある」の割合は、居住年数の増加に伴って高くなっています。居住年数が短いと地域への愛着がない人が多いものの、住み続ける中で愛着が育まれていくということが伺えます。【グラフ4】

また、自分が孤独だと感じる人が1割みられます。【グラフ5】孤独を感じている人の多くは、隣近所とあいさつをする程度、あるいはほとんど近所付き合いがないと回答しています。

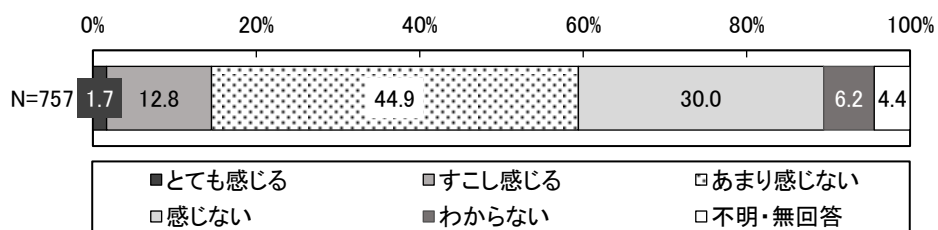
【グラフ3】住んでいる地域への愛着（住み続けたいと思うか）



【グラフ4】住んでいる地域への愛着（住み続けたいと思うか）（居住年数別）



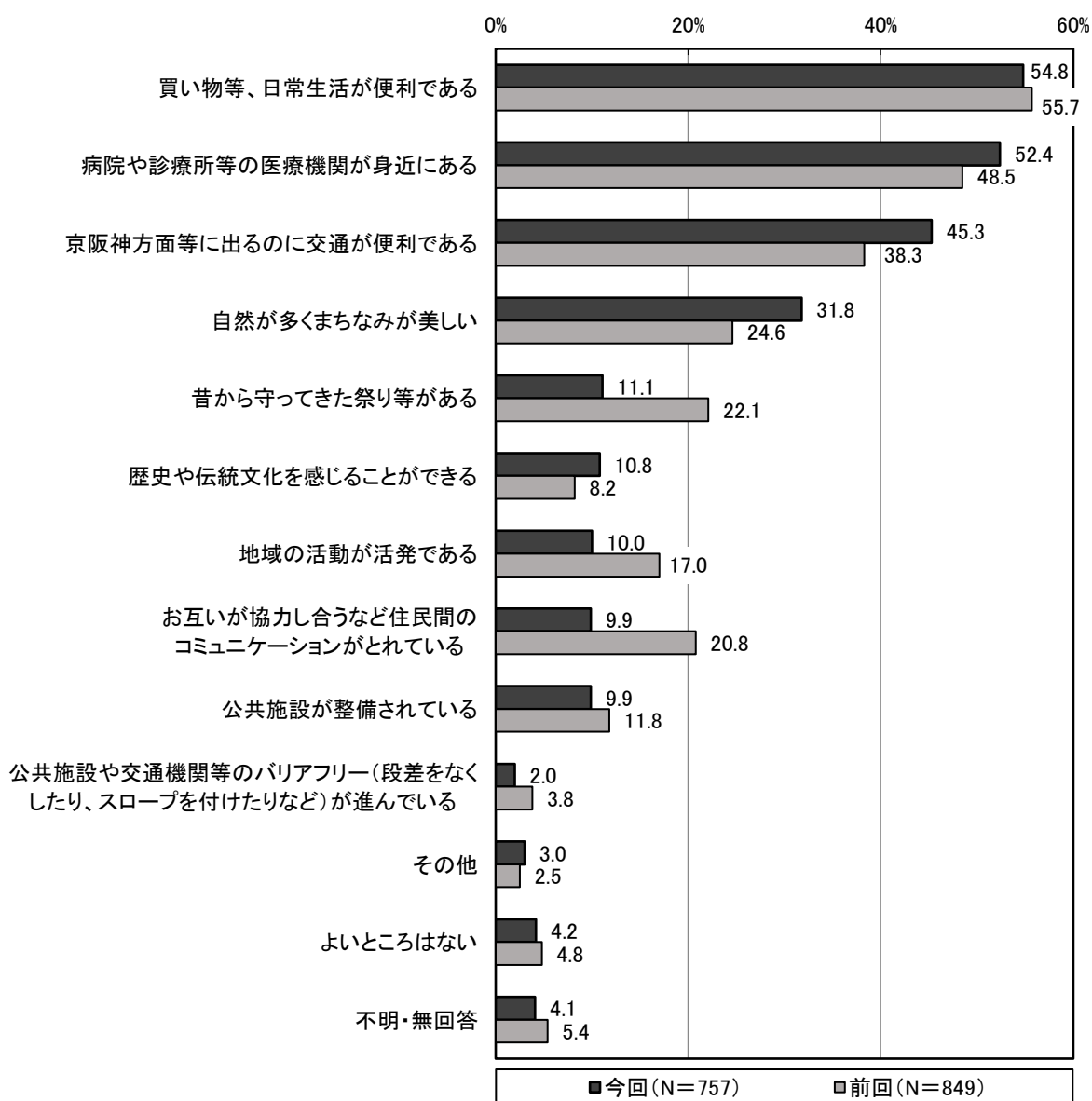
【グラフ5】自分が孤独だと感じるか



栗東市のよいところはどんなところだと思うかについては、「買い物等、日常生活が便利である」が54.8%と最も高く、次いで「病院や診療所等の医療機関が身近にある」が52.4%、「京阪神方面等に出るのに交通が便利である」が45.3%となっています。

経年比較では、今回の方が、前回より「自然が多くまちなみが美しい」で7.2ポイント高く、「昔から守ってきた祭り等がある」で11.0ポイント低くなっています。【グラフ6】

【グラフ6】栗東市のよいところ

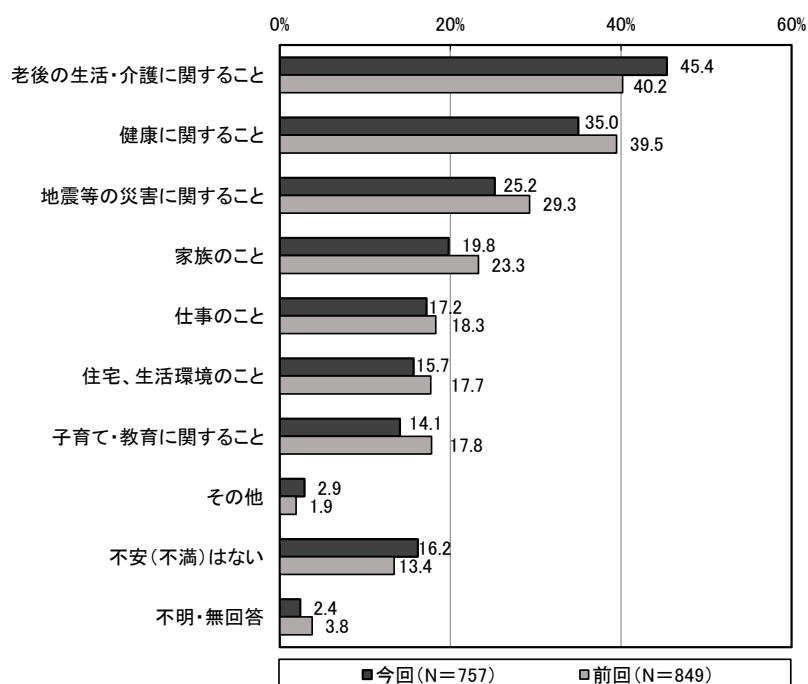


2. 日常生活について

自分自身のことで不安（不満）に思っていることについて、「老後の生活・介護に関すること」が最も高くなっています。【グラフ7】また、20歳代、30歳代では「子育て・教育に関すること」「仕事のこと」、40歳以上で「老後の生活・介護に関すること」、60歳以上では「健康に関すること」の割合が高くなっており、世代間の違いが浮き彫りとなっています。

栗東市の中で不安（不満）に思っていることについて、「公共交通機関の整備」が約3割を占め、前回調査よりも増加しています。一方で、「住宅・生活環境」は前回調査よりも減少しています。【グラフ8】

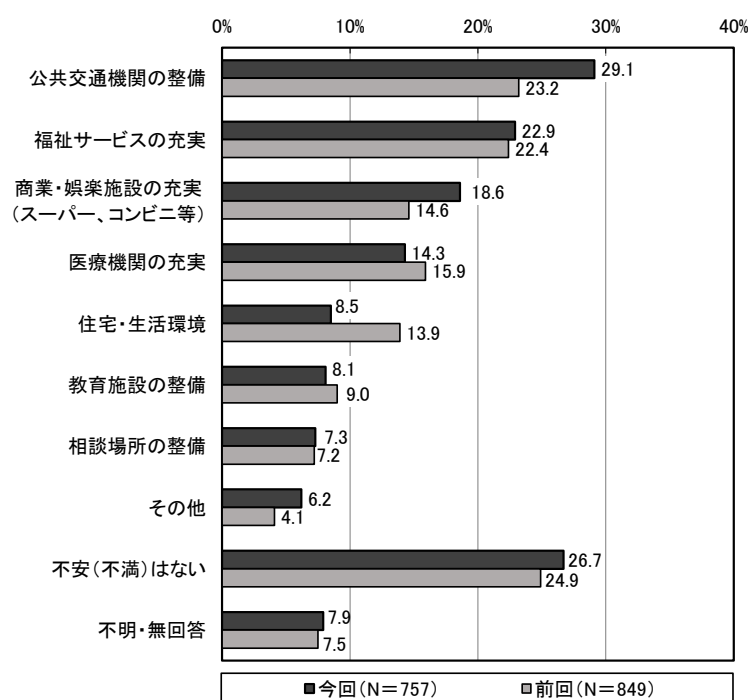
【グラフ7】自分自身のことで、不安（不満）に思っていること



<年代別>

年代別			に老後の生活と介護	健康に関すること	家族のこと	住宅、生活環境のこと	仕事のこと	子育て・教育に関すること	地震等の災害に関すること	その他	不安（不満）はない	不明・無回答
年代	19歳以下	(N=12)	4	1	3	-	2	-	-	2	4	-
			33.3	8.3	25.0	-	16.7	-	-	16.7	33.3	-
	20歳代	(N=51)	7	5	8	6	14	12	8	5	11	1
			13.7	9.8	15.7	11.8	27.5	23.5	15.7	9.8	21.6	2.0
	30歳代	(N=104)	25	23	21	27	33	48	19	5	13	-
			24.0	22.1	20.2	26.0	31.7	46.2	18.3	4.8	12.5	-
	40歳代	(N=166)	66	46	29	25	33	35	49	4	35	3
			39.8	27.7	17.5	15.1	19.9	21.1	29.5	2.4	21.1	1.8
	50歳代	(N=129)	74	41	22	22	26	10	38	3	24	1
			57.4	31.8	17.1	17.1	20.2	7.8	29.5	2.3	18.6	0.8
	60歳代	(N=103)	61	48	26	21	17	2	29	2	17	1
			59.2	46.6	25.2	20.4	16.5	1.9	28.2	1.9	16.5	1.0
	70歳以上	(N=185)	102	100	39	17	2	-	48	1	19	11
			55.1	54.1	21.1	9.2	1.1	-	25.9	0.5	10.3	5.9

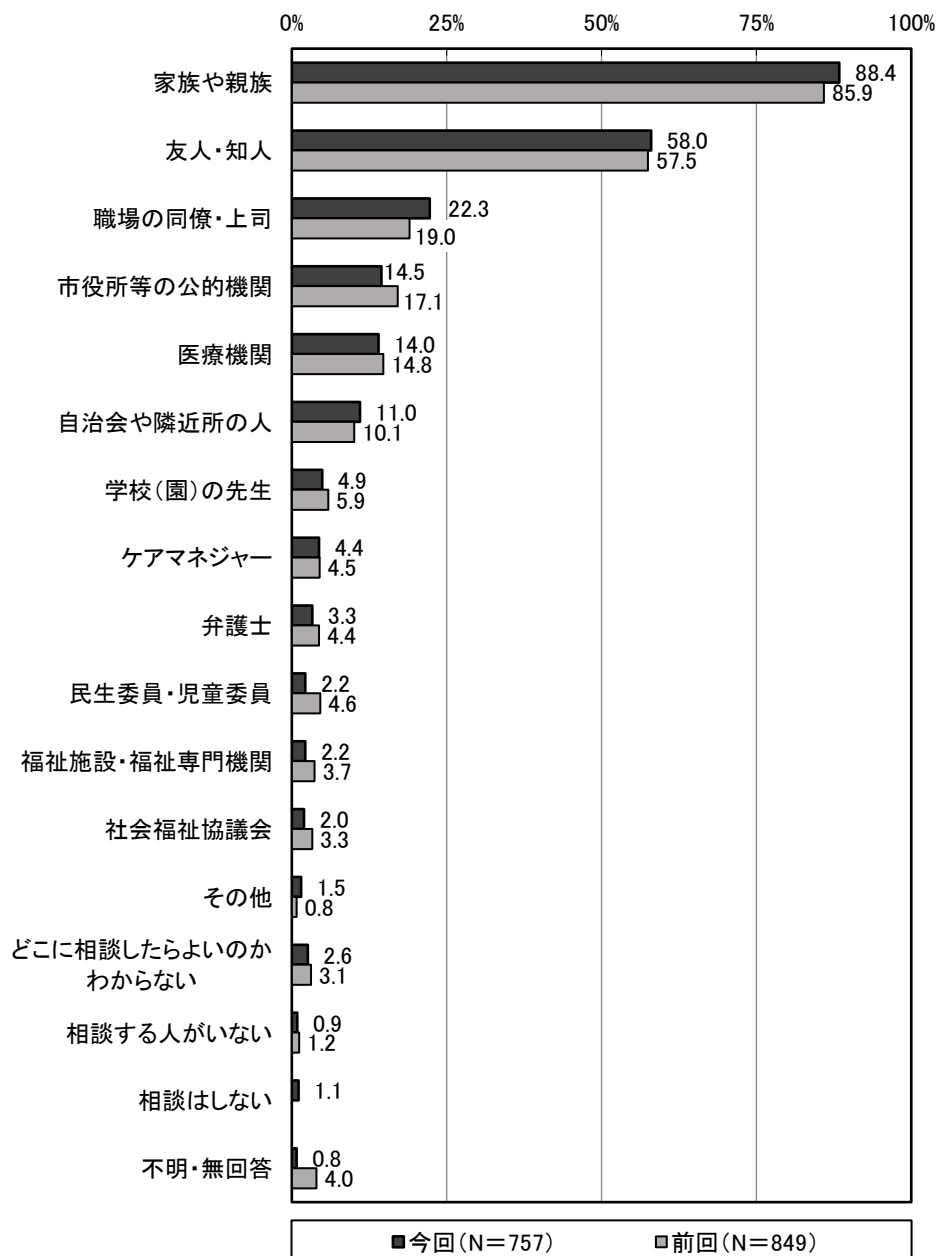
【グラフ8】栗東市の中で、不安（不満）に思っていること



※今回調査の選択肢「相談場所
の整備」は、前回調査では「相
談体制の整備」となっています。

困ったときの相談相手について、「家族や親族」「友人・知人」の割合が高くなっています。【グラフ9】また、『19歳以下』を除くすべての年代で「家族や親族」、『19歳以下』で「友人・知人」が最も高くなっています。

【グラフ9】困ったときの相談相手



<年代別>

年代別			家族や親族	友人・知人	職場の同僚・上司	学校（園）の先生	自治会や隣近所の人	市役所等の公的機関	医療機関	社会福祉協議会	民生委員・児童委員
年代	19歳以下	(N=12)	10	11	-	-	-	-	1	-	-
			83.3	91.7	-	-	-	-	8.3	-	-
	20歳代	(N=51)	43	41	17	2	1	3	7	-	-
			84.3	80.4	33.3	3.9	2.0	5.9	13.7	-	-
	30歳代	(N=104)	95	77	44	16	3	7	5	2	-
			91.3	74.0	42.3	15.4	2.9	6.7	4.8	1.9	-
	40歳代	(N=166)	149	99	58	15	11	17	13	1	1
			89.8	59.6	34.9	9.0	6.6	10.2	7.8	0.6	0.6
	50歳代	(N=129)	116	84	40	4	14	20	18	3	-
			89.9	65.1	31.0	3.1	10.9	15.5	14.0	2.3	-
	60歳代	(N=103)	87	49	8	-	14	17	20	1	3
			84.5	47.6	7.8	-	13.6	16.5	19.4	1.0	2.9
	70歳以上	(N=185)	165	74	2	-	40	45	42	8	13
			89.2	40.0	1.1	-	21.6	24.3	22.7	4.3	7.0

年代別			民生委員・児童委員	ケアマネジャー	福祉施設・福祉専門機関	弁護士	その他	どこに相談したらよいかわからない	相談する人がいない	相談はしない	不明・無回答
年代	19歳以下	(N=12)	-	-	1	-	-	-	-	-	-
			-	-	8.3	-	-	-	-	-	-
	20歳代	(N=51)	-	-	1	-	1	1	-	1	-
			-	-	2.0	-	2.0	2.0	-	2.0	-
	30歳代	(N=104)	-	1	2	4	-	1	1	-	1
			-	1.0	1.9	3.8	-	1.0	1.0	-	1.0
	40歳代	(N=166)	1	2	1	4	1	3	2	4	1
			0.6	1.2	0.6	2.4	0.6	1.8	1.2	2.4	0.6
	50歳代	(N=129)	-	7	3	7	5	3	1	1	-
			-	5.4	2.3	5.4	3.9	2.3	0.8	0.8	-
	60歳代	(N=103)	3	6	3	2	2	5	2	2	-
			2.9	5.8	2.9	1.9	1.9	4.9	1.9	1.9	-
	70歳以上	(N=185)	13	17	6	7	2	7	-	-	4
			7.0	9.2	3.2	3.8	1.1	3.8	-	-	2.2

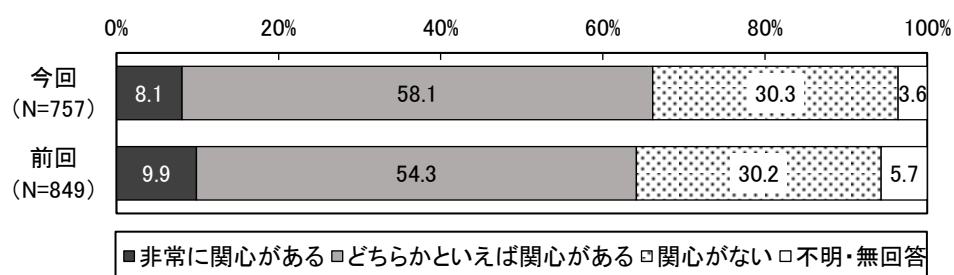
3. 社会貢献活動について

福祉への関心について、関心がある人（「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」）が前回調査よりも増加しています。【グラフ 10】

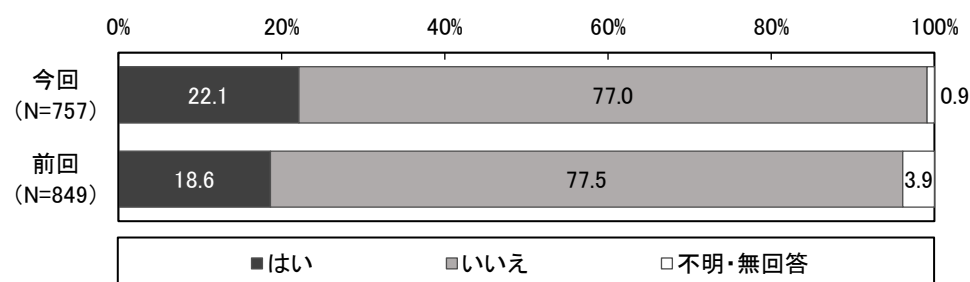
また、社会貢献活動をしている人が前回調査よりも増加しています。【グラフ 11】

地域貢献活動をしていない理由をみると、「活動したいが時間がない」の割合が多いです。また、「活動したいが、どうしたらよいかわからない」が前回調査よりも増加しています。【グラフ 12】

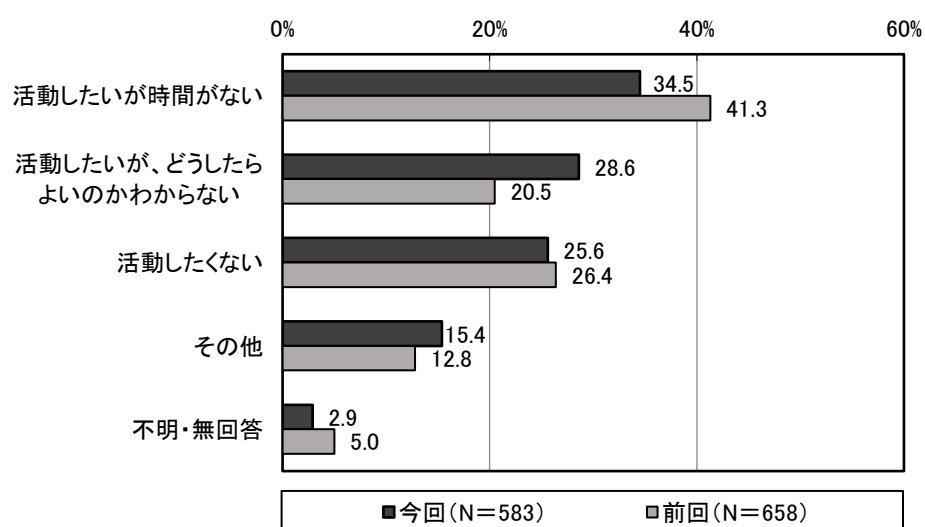
【グラフ 10】福祉への関心



【グラフ 11】社会貢献活動をしているか



【グラフ 12】社会貢献活動をしていない理由

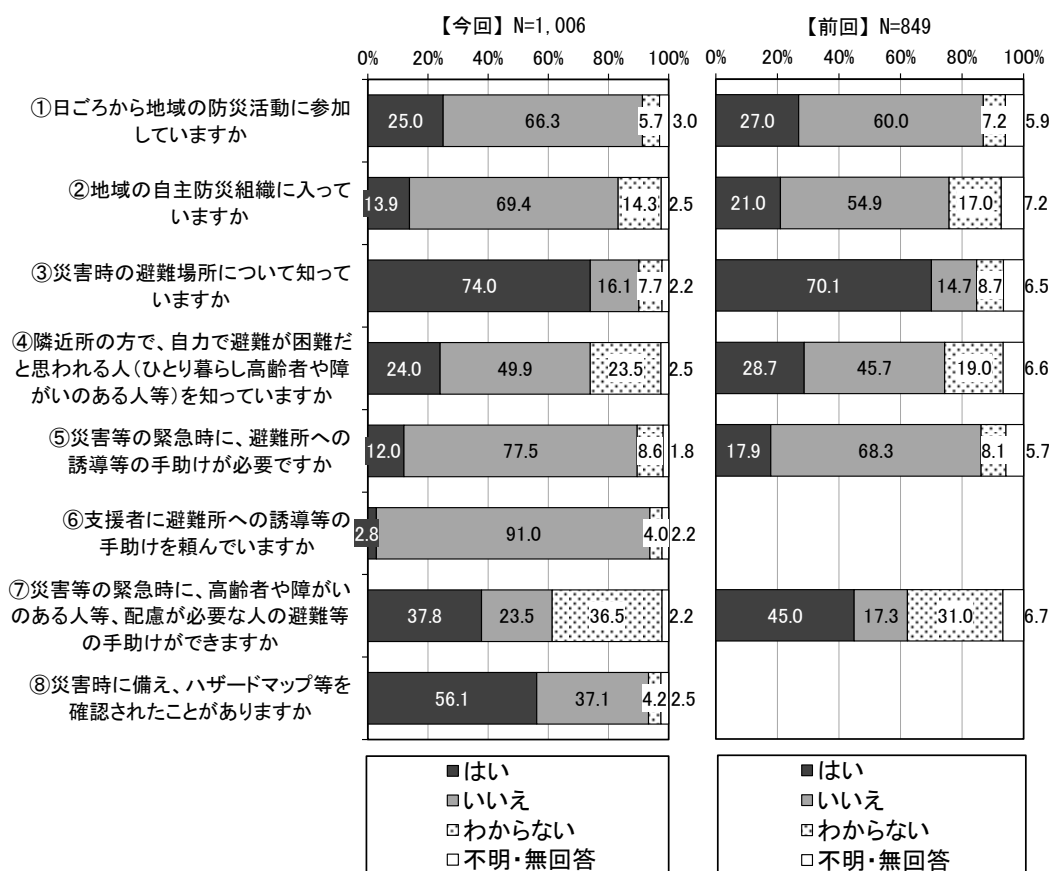


4. 災害への備えについて

防災に対する取り組みや、災害等の緊急時の対応について、『はい』では、「③災害時の避難場所について知っていますか」が74.0%と最も高く、次いで「⑧災害時に備え、ハザードマップ等を確認されたことがありますか」が56.1%となっています。前回調査と比べてでは、『はい』で、「③災害時の避難場所について知っていますか」で3.9ポイント高く、『いいえ』で、「②地域の自主防災組織*に入っていますか」で14.5ポイント高くなっています。【グラフ13】また、避難時の手助けが必要な人のうち、ほとんどの人は支援者に手助けを頼んでいません。

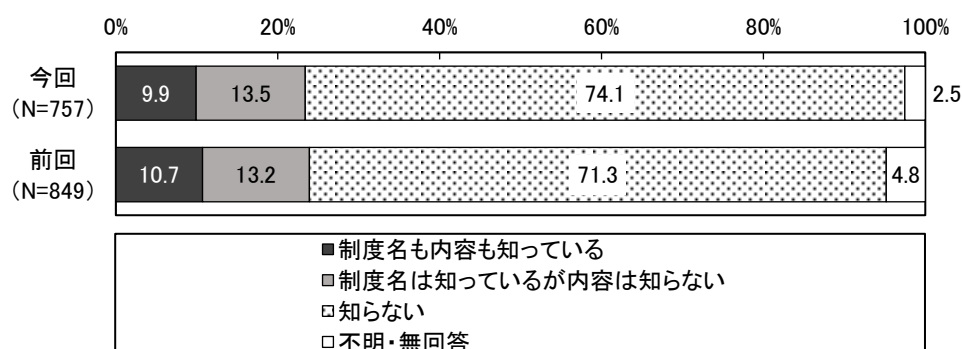
災害時避難行動要支援者登録制度を知らない人がほとんどです。【グラフ14】

【グラフ13】防災に対する日ごろからの取り組みや、災害等の緊急時の対応について



※「⑥支援者に避難所への誘導等の手助けを頼んでいますか」と「⑧災害時に備え、ハザードマップ等を確認されたことがありますか」は今回の調査から追加した設問であり、前回調査では該当する設問がないため、前回調査のグラフでは数値を記載していません。

【グラフ14】災害時避難行動要支援者登録制度を知っているか



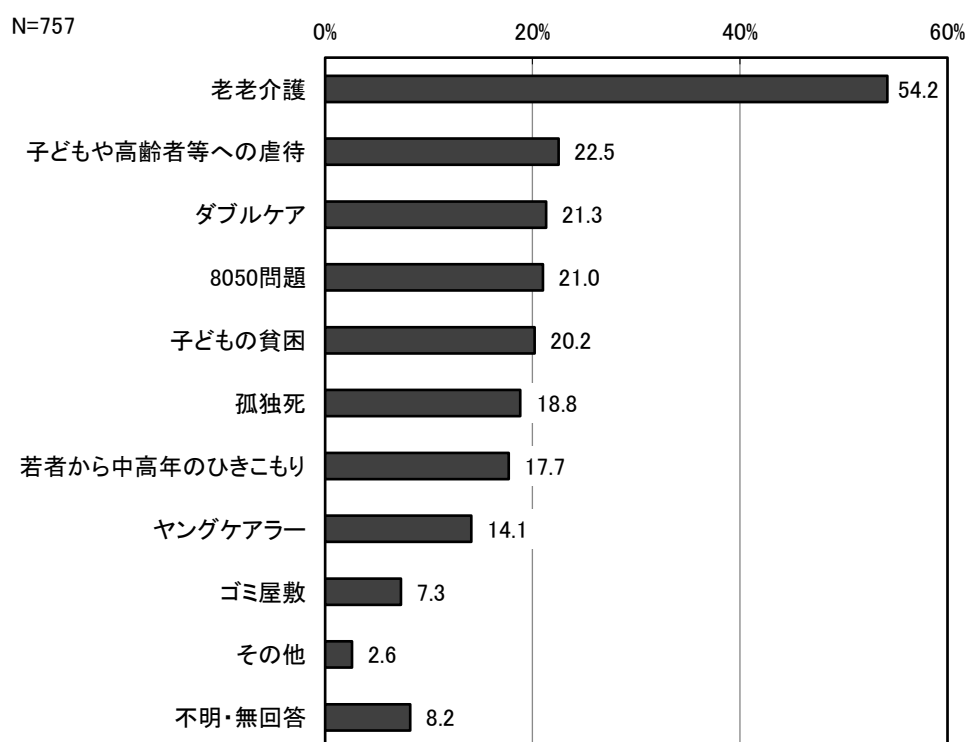
5. 地域における福祉のあり方について

地域福祉に関する話題で最も関心のあることについて、「老老介護」が最も高くなっています。

【グラフ 15】また、「老老介護」を除くと、19 歳以下で「ゴミ屋敷」、20 歳代で「子どもの貧困」「子どもや高齢者等への虐待」、30 歳代で「ダブルケア」が高くなっており、年代によって関心のある事柄の差が浮き彫りになっています。

行政と地域住民の関係については、「地域の福祉課題については、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべきである」が最も高く、次いで「住民として地域の福祉活動に主体的に取り組み、その活動に対して行政は援助・協力すべきである」が高くなっています。【グラフ 16】

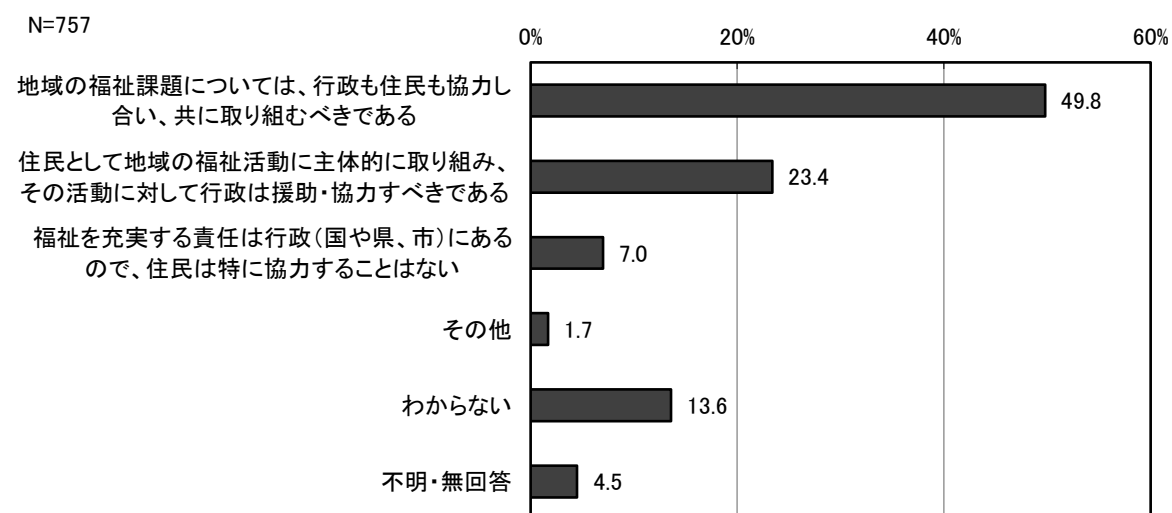
【グラフ 15】最近の地域福祉で最も関心のあること



<年代別>

年代別			8050問題	ダブルケア	老老介護	若者から中高年のひきこもり	子どもの貧困	ヤングケアラー	子どもや高齢者等への虐待	孤独死	ゴミ屋敷	その他	不明・無回答
年代	19歳以下	(N=12)	1	1	2	1	2	1	3	3	4	3	-
			8.3	8.3	16.7	8.3	16.7	8.3	25.0	25.0	33.3	25.0	-
	20歳代	(N=51)	9	6	20	9	19	13	21	10	2	-	2
			17.6	11.8	39.2	17.6	37.3	25.5	41.2	19.6	3.9	-	3.9
	30歳代	(N=104)	19	43	42	17	25	23	33	14	5	3	12
			18.3	41.3	40.4	16.3	24.0	22.1	31.7	13.5	4.8	2.9	11.5
	40歳代	(N=166)	40	48	82	33	38	31	37	29	16	4	9
			24.1	28.9	49.4	19.9	22.9	18.7	22.3	17.5	9.6	2.4	5.4
	50歳代	(N=129)	37	30	79	21	28	18	20	22	12	3	6
			28.7	23.3	61.2	16.3	21.7	14.0	15.5	17.1	9.3	2.3	4.7
	60歳代	(N=103)	24	19	70	22	16	10	16	19	6	2	5
			23.3	18.4	68.0	21.4	15.5	9.7	15.5	18.4	5.8	1.9	4.9
	70歳以上	(N=185)	29	11	111	31	25	10	39	43	10	5	27
			15.7	5.9	60.0	16.8	13.5	5.4	21.1	23.2	5.4	2.7	14.6

【グラフ 16】福祉を充実させていくうえでの行政と地域住民の関係



第3章

第4期栗東市地域福祉計画策定に向けた課題



第1節 制度改正等により踏まえるべきポイント

1. 地域福祉をめぐる国の動向

平成 27 年「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制（新しい地域包括支援体制）が必要と提示
平成 28 年「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成 29 年「社会福祉法」一部改正	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加
平成 29 年 地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点等を明示
令和元年「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和2年「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業の創設（施行は令和3年4月1日）

社会福祉法の改正とともに、コロナ禍における孤立・孤独問題への対応等、制度改正やアフターコロナも見据えた対策を検討していくことも必要です。



ポイント

策定ガイドラインの創設

…平成 14 年の策定指針以降初めての計画書策定の手引きにあたるもの。
当ガイドライン及び社会福祉法第 107 条を参照して策定することが必要。

■策定ガイドラインの概要

策定ガイドライン

○共通して取り組む事項

- ・制度の狭間、分野横断的課題への一層の対応（共生型サービス含む）
- ・就労支援、自殺対策等、幅広い分野との連携
- ・寄附や補助事業等を活用した財源確保
- ・全庁的な体制整備

○包括的支援体制の整備

- ・住民自らが生活課題を把握し解決していく環境整備
- ・生活課題を包括的に受け止める体制整備
- ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

等

成年後見制度*利用促進 基本計画閣議決定

- ・地域連携ネットワークの整備
- ・市民後見人等の育成

等

再犯防止推進計画 閣議決定

- ・必要な福祉的支援の実施
- ・地域と連携した地域で包摂する体制整備

等

社会福祉法人の地域における 公益的な取り組み

- ・地域ニーズに応じた低額・無料のサービス提供
- ・地域活動への場の提供

等

2. 地域福祉をめぐる課題

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、引きこもり、ヤングケアラー、8050 問題等就職氷河期世代、虐待、ごみ屋敷問題等)

こうした多様で複合的な生活課題を解決するための「地域力の強化」を目指して、令和3年4月に「改正社会福祉法」が施行されました。

改正社会福祉法では、「重層的支援体制整備事業」が創設され、3つの支援の一体的な実施に向けた体制整備が求められています。

！ポイント

「重層的支援体制整備事業」の創設

…分野・制度ごとに分かれている相談支援等を一体的に実施していくこと

■重層的支援体制整備事業の枠組み

断らない相談支援	参加支援
○属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、対応する、または関係機関につなぐ機能 ○世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ○継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能	○狭間のニーズに対応できるよう、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会のつながりを回復する支援
地域づくりに向けた支援	
○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援 ○住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援 ○互いに支えあう関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能	

！ポイント

孤独・孤立対策

…20～30 歳代を中心に深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、総合的な対策を推進すること。

孤独・孤立対策の動向

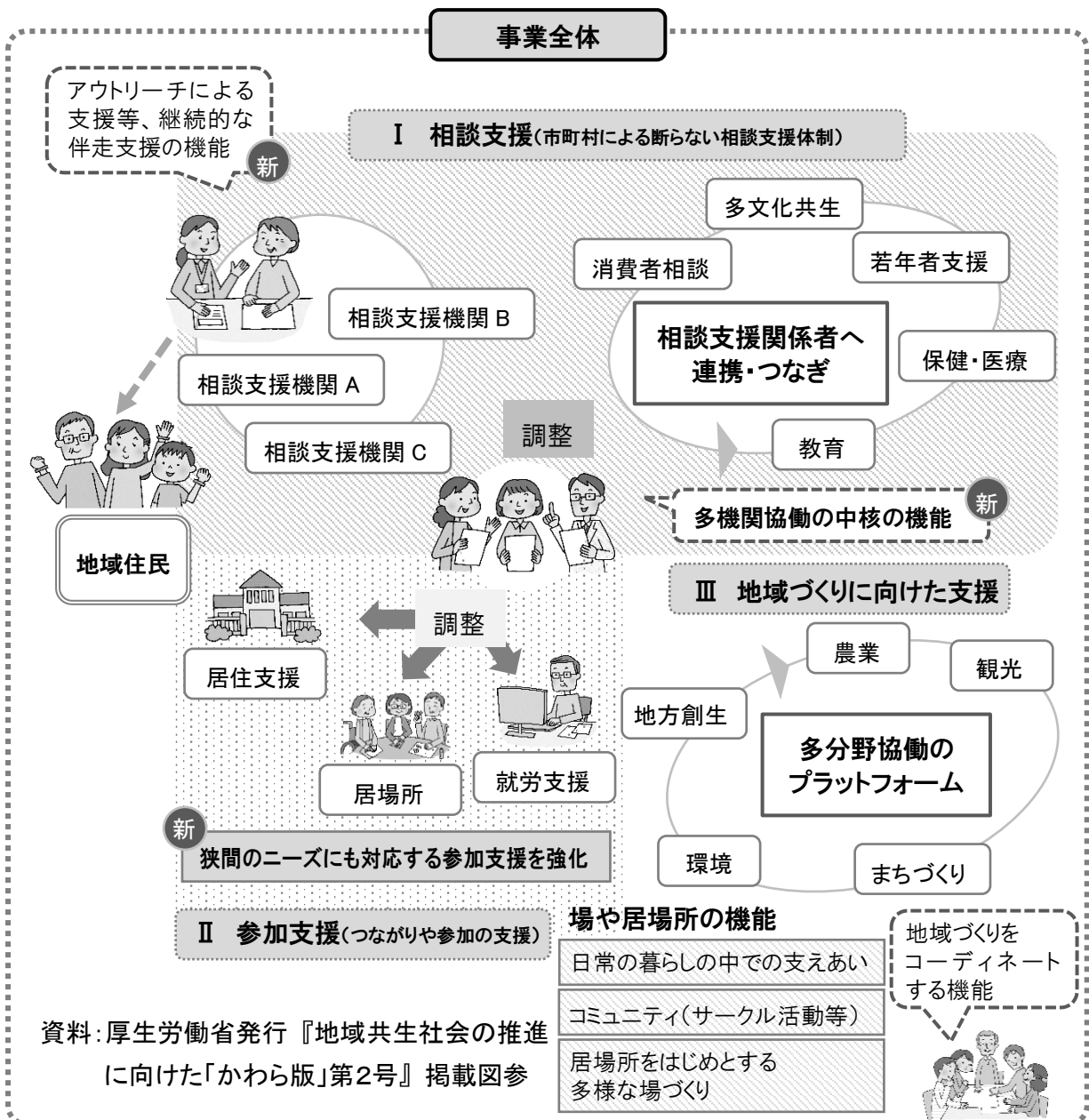
- 新型コロナウイルス感染症により、独居高齢者に限らず孤立化する人が増加している。
- 令和3年2月、政府に「孤独・孤立対策担当室」が設置。神戸市でも令和3年4月に「孤独・孤立関連施策検討プロジェクトチーム」が設置される。
- 令和4年4月に全国調査の結果が公表。およそ3人に1人は「孤独感がある」と回答し、その割合は 20～30 歳代で高い傾向が見られた。
- 令和4年度より、約 20 の市町村で先行して協議会を発足し、情報共有や居場所づくり等の取り組みが進められる予定。

■「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える市民を支援する体制や、市民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援等の関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要（イメージ）



第4期計画への改定に向けて

- これまで実施してきた分野・制度ごとに分かれていた様々な支援を一体的に実施するとともに、継続的に伴走支援を実施していく必要があります。

重層的支援体制整備に向けた本市の方向性

相談支援（断らない相談支援体制の整備）

- ◆悩みを抱えたまま地域で孤立することがないように、介護や障がい、子ども等の分野に関わらず、本人・世帯やその関係者からの相談を受け止める相談支援に努めます。
- ◆地域の困りごと、生活困窮、ひきこもり、権利侵害等、支援を必要とする人へ相談窓口や支援策等の情報が届くように、広報紙やホームページ、SNS等を通じて発信します。
- ◆団体や個人が気軽に相談できる体制を整え、迅速に対応できる環境づくりを進めます。
- ◆制度の狭間の個別支援、地域支援、仕組みづくりを行う専門職であるコミュニティソーシャルワーカーの機能強化を図ります。

参加支援（つながりづくり、社会参加の支援）

- ◆社会とのつながりづくりに向け、自立に向けた就労・ボランティア活動等の役割や生きがいの獲得や居住支援等、参加支援を行います。
- ◆地域でのつながりが希薄で孤立するおそれのある人をアウトリーチ活動により早期把握し、つながりづくりや自立に向けた参加支援等の伴走支援を行います。
- ◆就労相談窓口や若年者やひとり親等の就労自立支援、生活困窮者自立支援事業、参加支援事業、就労移行支援等を通じて就労につなげていきます。

地域づくりに向けた支援

- ◆市内社会福祉法人との連携を強化し、地域の福祉課題の解決のために、社会福祉法人や社会福祉協議会、様々な居場所等と共に協議できる体制の整備を推進します。
- ◆地域福祉活動の円滑化・充実のため、自治会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、健康推進員等の関係団体との連携・情報共有体制を強化します。
- ◆市民が気軽に福祉にふれる機会や交流の場づくりを充実します。子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、相互理解の場となるような企画をします。
- ◆住民福祉活動圏域（主に小学校区ごと）で取り組む福祉活動について、それぞれ地域の特性に合わせた活動の支援を行います。

第2節 第3期栗東市地域福祉計画の検証

基本方向Ⅰ 暮らしを支える豊かな地域づくり

施策の方向	ア 地域のつながりの強化
	イ 福祉と人権のまちづくりの推進
	ウ 地域福祉活動への参加の促進

地域福祉の推進に向け、民生委員児童委員活動への支援、自治会や地域振興協議会等の活動支援に取り組むことで、住民同士がつながり支えあえるような顔の見える関係づくりを進めました。

また、栗東市での暮らしを支える基盤づくりとして、地域のつながりづくりの促進、福祉意識の向上に向けた理解促進・啓発活動や、市内小中学校における福祉学習、市内各地域で福祉について話し合う機会や活動に参加する機会の創出等に取り組んできました。

取組内容の成果(◇)と課題(◆)

- ◇ボランティアや市民活動について、養成講座やサポート講座の実施、活動の立ち上げや相談支援、サークル同士の情報交換会を実施し、地域での活動の活性化に取り組みました。
- ◇中学校におけるチャレンジウィーク活動をはじめとした、学校と地域との交流促進により、地域への誇りや愛着の醸成につながっています。
- ◆令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のつながりづくりや地域福祉活動の中止・規模の縮小がみられます。また、特に若い世代の社会貢献活動への参加が少なくなっています。
- ◆講座や交流の機会を通じて、人権やお互いの違いについての理解を促進する取り組みが行われていますが、隣近所等の関係性の希薄化や価値観の多様化が進む中、お互いに認めあい、支えあう関係づくりができる意識の醸成に向けた取り組みを継続して推進する必要があります。



第4期計画への改定に向けて

- 地域福祉活動によるつながりを途絶えさせないために、感染症対策や新しい生活様式に適応した活動を行えるよう、活動支援に取り組む必要があります。
- 参加傾向が低い現役世代が地域の活動に参加できるよう、様々な方法での情報発信や気軽に参加できる方法の検討が重要となります。

基本方向2 誰もが安心して暮らせるネットワークづくり

施策の方向

- ア 地域で支えあう仕組みづくり
- イ 専門機関の機能強化

地域の様々な社会資源や課題の把握に向けて CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置したほか、民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携体制を強化することで、支援体制の充実、地域課題に取り組む仕組みづくりを推進しました。

また、地域の中で、悩みを抱えたまま孤立することがないように、地域福祉に関する情報発信の継続実施や地域ささえあい推進員との連携による地域の状況把握等に継続して取り組みました。

取組内容の成果（◇）と課題（◆）

- ◇高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の名簿作成や緊急通報システムの導入を行い、民生委員・児童委員*と情報を共有することで見守り体制の整備に取り組みました。
- ◇障がいのある人のサークル活動支援、親子のふれあい活動の実施、また子どもの学習支援等を通じて、様々な住民が集まることができる居場所づくりを推進しました。
- ◇令和元年度より、日常生活圏域*ごとに地域包括支援センターを設置したことにより、圏域ごとでの細やかな相談支援や地域課題の解決に向けた取り組みを行うことができます。
- ◇自立支援調整会議において、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）*を含む関係機関と相談支援に向けた情報共有を図りました。
- ◆社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会連合会、自治連合会との連携、各種会議での地域課題や情報の共有を行っていますが、より効果的な支援を行えるよう、関係機関の連携強化が必要です。



第4期計画への改定に向けて

- 民生委員・児童委員や地域ささえあい推進員等と連携し、地域において支援を必要としている人の状況やニーズを把握し、居場所や集いの場づくり、生活支援につなげていくことが必要です。
- 地域包括支援センターや地域ささえあい推進員等について、関係機関との連携を進め、地域課題の解決に向けて活用していくことが重要です。

基本方向3 地域福祉を支える人づくり

施策の方向

- ア 住民意識の啓発
- イ 福祉の心を育む教育の推進
- ウ 人材の育成

民生委員・児童委員及び地域福祉活動やボランティア活動に携わる人々への研修等を推進し、地域福祉活動を担う人材の育成に取り組みました。

また、地域での支えあいや地域活動の活性化を目的として、地域交流の促進、地域活動団体の支援、活動の場としての公共施設の活用等を推進しました。

取組内容の成果(◇)と課題(◆)

- ◇民生委員児童委員協議会連合会へ、地域福祉計画や災害時避難行動要支援者登録制度について周知するとともに、地域課題について情報共有を図りました。
- ◇認知症サポーター*の養成や障がいに関するイベントの開催を通じて、福祉教育を推進しました。
- ◇スクールガード*を対象に、不審者対応等の研修を実施しました。
- ◆就職を機にボランティア活動を離れる学生も多く、ボランティア人材や新規の団体の確保が課題となっています。一方で、手話のボランティアでは、講座終了後の活動の場の創出が課題となっています。
- ◆アンケート調査結果では、地域の福祉課題を行政と住民が協力して解決すべきと回答する人の割合が多い一方で、社会貢献活動にどのように参加したらよいかわからないと答える人の割合が前回調査時点と比較して増加しています。
- ◆新型コロナウイルス感染症により、街頭啓発や啓発イベントの開催が困難となっています。



第4期計画への改定に向けて

- 市民活動を自発的に展開できるボランティアグループの立ち上げや活動のリーダーとなる人材の掘り起こしが必要です。
- 地域で行われているボランティア活動の情報や参加方法の周知が必要です。
- 感染症対策を講じた上でのイベントの開催や、アフターコロナに向けた新たな啓発方法の検討が必要です。

基本方向4 安全・安心なまちづくり

施策の方向

- ア 安心して暮らせる地域づくり
- イ 災害時の助けあい活動の促進
- ウ 生活において困難を感じている人への支援

災害時避難行動要支援者登録制度の普及啓発や登録申請に基づく個別の避難支援プランの作成を推進するほか、生活課題に対応するためのケース会議を開催する等、災害に備えた支援や生活に困難を抱えている人たちの支援を充実し、誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めました。

取組内容の成果(◇)と課題(◆)

- ◇110 番の家の旗や対応マニュアルを配布するとともに、市民会議を構成する団体に「愛のパトロール」の実施を呼びかけ、地域ぐるみで子どもの安全を見守りました。
- ◇地域防災計画を策定し、防災マップの作成・配布に加え、市内自治会のすべてで自主防災組織を結成しました。また、災害時避難行動要支援者を日常的に見守れるように登録様式を変更し、登録を呼びかけました。
- ◇公共交通空白地域を解消するために、バス利用者や市民を対象としたアンケート結果に基づいたバス交通計画の見直しを図るとともに、案内標識等の整備を行いました。
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も生活困窮者の増加や課題の複雑化・複合化が予想されます。
- ◆不登校や、教育を担う主体の一つである家庭の中で教育力に困難を抱える家庭が増加しています。
- ◆アンケート調査結果では、年代ごとに関心のある福祉課題や不安に思うことに偏りが見られ、今後より一層福祉課題が多様化していくことが考えられます。



第4期計画への改定に向けて

- 生活困窮者への相談支援に関わる者のスキルアップが必要です。
- 各学校のスクーリングケアサポーター*や家庭教育支援員*等の人員配置を検討することが必要です。
- 16歳以上の少年(高校中退者・引きこもり・無職等)の相談充実にに向けた組織体制の見直しが必要です。
- 複雑化・多様化する福祉課題に対応できるよう、関係機関・団体の連携を強めることが必要です。

第3節 栗東市の地域福祉の課題

課題1. 地域の助けあい、支えあいについて

少子高齢化や世帯人員の減少を背景に、地域活動の担い手が不足しています。アンケート調査でも、栗東市のよいところとして「お互いが協力し合う等、住民間のコミュニケーションがとれている」を挙げる人が減少しており、地域のつながりの希薄化が進んでいることが伺えます。

また、現役世代を中心に、社会貢献活動に参加しない方が多くなっており、「活動したいがどうしたらよいかわからない」という方が増加しています。このような方は、「どのように参加すればよいかわかれば、活動に参加する」と考えられ、地域活動の担い手になる可能性があります。地域行事や地域の助けあい、支えあいを促進していくために、地域活動への情報提供の工夫や気軽に集まれる場づくりが重要です。

これからの福祉において、地域が担う役割等に関する周知・啓発に取り組むとともに、支援を必要とする方が孤立しないよう、地域の助けあいや支えあいの基盤を強化していく必要があります。

課題2. 多様化・複雑化する福祉課題（複合多問題）、制度の狭間への対応

多様化・複雑化する福祉課題（複合多問題）や制度の狭間に該当する課題等に柔軟に対応するため、地域や行政をはじめ、関係機関、団体、事業所等の協働のもと、地域全体で包括的に支援していく必要があります。

本市のアンケート調査では、制度の狭間や複合多問題に対する住民の関心が高くなっており、福祉への関心やニーズが多様化・複雑化していると考えられます。また、ヤングケアラーの問題を抱える人が一定いることが伺えるため、実態の把握、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

生活をする上で悩みを抱えても、相談先がわからない方や相談相手がいない方も一定みられます。悩みを抱え込む状態が続くと、生活を送ることが困難になるほか、心身に悪影響を及ぼし、自殺リスクの増加につながりかねません。気軽に相談できる環境を整備し啓発するとともに、悩みを抱える人に気づき、声をかけ、関係機関につなぐことができる人材を増やしていくことが重要です。

これまでの啓発や取り組みもあり、再犯や非行を繰り返す人に対する理解や社会復帰できるような支援の必要性に対する住民の理解が高くなってきています。実際に取り組みを推進していくうえで、住民からの協力やフォローが得られるような情報発信を行うことが重要です。

地域で見守りが必要な方に対して、地域住民による日常的な見守りにあわせ、それぞれの課題に対し、関係機関が連携して対応できる体制を整備し、制度の枠組みにとられない支援体制を構築・強化する必要があります。

課題3. 安全で安心して暮らせる支援の充実

全国的に地震や大雨等の災害が発生しており、日頃からの災害時への備えがより一層重要となっています。

地域住民が災害時の情報をいち早く共有できる仕組みづくりや、住民と行政、関係機関等の協働による体制の構築、住民同士の日頃からの声かけ、支えあいの関係づくりを進めることが重要です。また、新たな感染症に対する、地域活動や福祉施設の利用、災害時の避難所等における感染症対策を進めることが必要です。

アンケート調査では、家族に高齢や障がい等で配慮が必要な人がいるという方でも、避難行動要支援者登録制度について知らない方が多くなっています。

住民のニーズや課題に対応し、安心して暮らすことができる地域の実現に向けて更なる取り組みを進めていくことが必要です。



第4章

計画の基本的な考え方



第1節 計画の基本目標

地域福祉とは、地域の住民・福祉関係団体・行政がつながり、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域の福祉課題に取り組む考え方です。

本市では、この考えのもと、「誰かの課題はみんなの課題」の意識を持ち、施策や制度の垣根を越えて、誰もがともに助けあう共生のまちづくりの実現に取り組んできました。

一方で、社会的課題である少子高齢化・核家族化の進行により、地域の生活課題の複雑化・多様化の一途をたどっています。加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のつながりは希薄化し、支援を必要とする人の孤立・孤独の進行が顕著になっています。

このような情勢において、地域の課題にまちなに関わる人や団体が協働して取り組む地域力がますます重要となっており、特に「課題を抱えた人を専門的な相談へとつなげること」「課題を抱えた人と地域をつなげること」「地域で活動する人や団体同士をつなげること」が必要となっています。

以上のことから、本計画ではこれまで本市で実践してきた取り組みを継承し、さらなる深化・推進を図るため、「つながり支えあい 誰もが安心して暮らせるまちづくり」とし、栗東市で暮らす誰もがつながり、お互いに尊重し、支えあい、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

つながり支えあい 誰もが安心して暮らせるまちづくり

第2節 基本方向

本市の地域福祉を取り巻く課題の解決と基本理念の実現に向けて、下記の3つを基本方向として地域福祉を推進します。



第3節 重点プログラム

誰一人取り残すことのない共生のまちを実現するため、本計画において、分野横断的な視点で以下の2つの重点プログラムを設定し、計画を推進します。

【重点プログラム】

- I 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築
- II 市民の地域福祉への参画促進と人材の育成

第4節 施策体系

本計画の趣旨や課題、基本目標、基本方向等を踏まえ、以下の体系で具体的な取り組みを展開します。

基本目標

つながり支えあい 誰もが安心して暮らせるまちづくり

基本方向	施策分野	施策の方向
1 地域で互いに支えあうまちづくり	ア. 福祉・人権教育による意識醸成	①福祉教育・人権教育の推進 ②寄附文化の醸成
	イ. 多様な交流の場づくり	①子ども・保護者の交流の充実 ②高齢者の交流の充実 ③障がいのある人に関する交流の充実 ④あらゆる人々の交流の促進
	ウ. 地域活動・ボランティア活動の促進	①地域活動への参加のさらなる促進 ②NPO*・ボランティア活動のさらなる促進 ③活動拠点の整備 ④社会福祉事業者の地域貢献 ⑤地域における人材の確保・育成
2 一人ひとりの課題を解決できるまちづくり	ア. 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備・強化	①断らない相談支援体制の構築 ②参加支援の充実 ③地域づくりの支援
	イ. 福祉サービス等の充実	①障がいのある人の自立支援 ②子育て支援の充実 ③高齢者支援の充実 ④福祉サービスの質のさらなる向上
	ウ. 多様な課題を抱える人への支援	①虐待やDV*防止に向けた周知・啓発・支援 ②自殺予防対策の推進 ③生活困窮者への支援 ④引きこもりに係る支援 ⑤一人ひとりの権利を守る支援（成年後見制度の利用促進含む） ⑥生きづらさを感じている人・制度の狭間にある人の支援
3 安全・安心な福祉のまちづくり	ア. 防災・防犯対策の推進	①地域における防災活動の推進 ②災害時の支援体制整備 ③避難行動要支援者の支援 ④福祉施設等における安全対策 ⑤防犯対策の促進
	イ. いつまでも安心して暮らせる地域づくり	①誰もが安全に暮らせる環境づくり ②移動手段の確保
	ウ. 情報提供・共有の推進	①多様な媒体による情報提供

第5章

重点プログラム



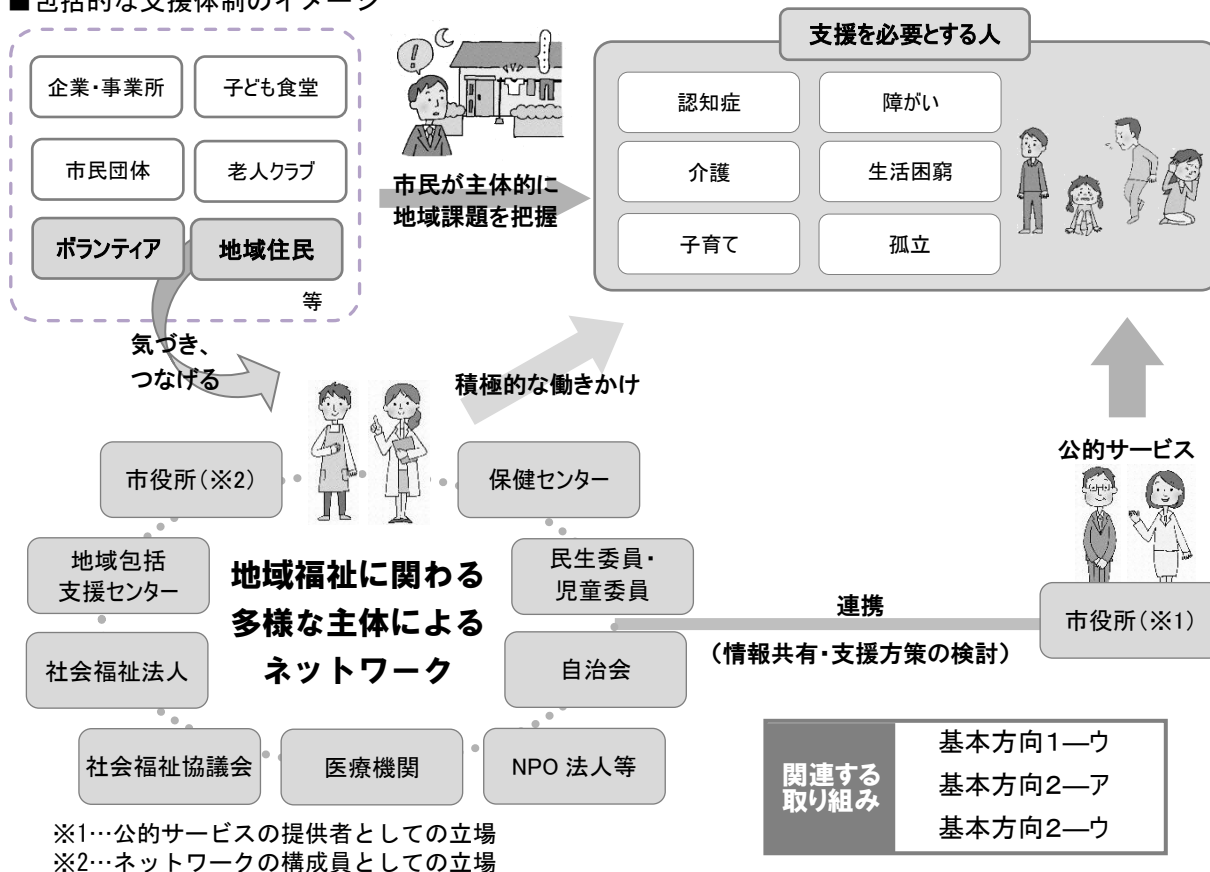
重点プログラムⅠ 制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築

近年、高齢・障がい・子ども・生活困窮等に関する課題を複合的に抱える人や、制度の狭間にあり社会的孤立に陥っている人が増えており、こうした様々な市民を地域の中で包括的に支援する仕組みが求められています。

誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、地域、関係機関、団体、事業所等の連携を強化し、課題を複合的に抱える人や制度の狭間にある人に対し、迅速かつ適切な支援を行う必要があります。

また、複合的な支援を必要とする人は、自ら相談に行くことが難しい人や困難を抱えていること自体に気づいていない人等が多く、自発的な行動から支援につながりづらいことから、地域福祉に関わる多様な主体によるネットワークが積極的な働きかけによる支援を行うとともに、地域住民が身近な関係性から主体的に地域課題を把握していく体制の構築を目指します。

■包括的な支援体制のイメージ



地域の見守り活動・支えあい活動のさらなる促進

自治会等の地域活動の活性化や、地域における見守り・支えあいの促進に努めるとともに、NPO・ボランティア団体等の活動促進と地域活動の拠点確保等により誰もが支えあえる地域づくりを進めます。また、さらなる地域福祉推進のため、社会福祉法人による地域貢献活動の促進、地域活動の担い手確保や人材の育成に取り組みます。

包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備

支援を必要とする人が、相談できないまま孤独・孤立に陥ることがないように、複雑化・複合化する課題に対応できる相談体制の充実を図るとともに、地域、関係機関、団体、事業所等との協働のもと、参加支援、地域づくり支援に取り組みます。

多様な課題を抱える人への支援

虐待やDV、自殺対策、生活困窮、子どもの貧困、ひきこもり、再犯防止等、これまでの支援制度では対応が難しい問題や制度の狭間にある 8050 問題やダブルケア、ヤングケアラー等に対し、公的な支援や関係機関との連携、地域のつながりにより、状況を把握し、早期対応に取り組みます。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取り組み～



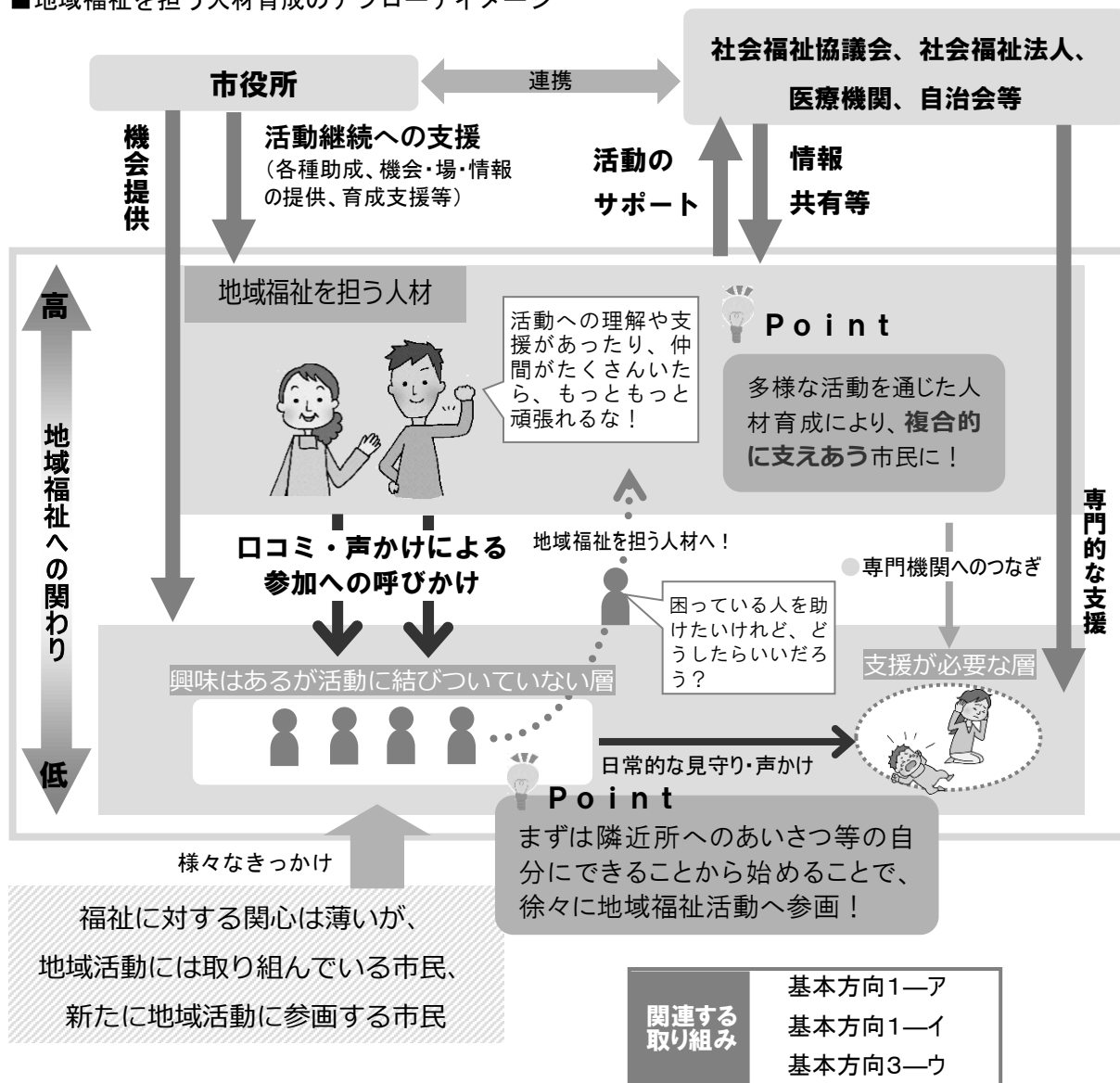
- 不安や悩みは、一人で悩まずに身近なところに相談するようにしましょう。
- 地域の人と顔の見える関係性を築き、いざという時に支えあえるようにしましょう。
- 団体・企業等では、市民や従業員等の相談を受け、適切な支援につなげるように心がけましょう。

重点プログラム2 市民の地域福祉への参画促進と人材の育成

地域福祉を進めるためには、地域別に異なる人口動態や地域資源、地域福祉活動の状況を踏まえた取り組みが重要です。したがって、専門的な支援機関だけでなく、地域のことを最も理解している市民自身が、地域課題を我が事として捉え、地域福祉の担い手となる必要があります。

今後は、福祉分野以外の地域活動に取り組んでいる市民や新たに参画する市民が福祉に関心を持ち、地域福祉を担う人材として各地域で活躍いただけるよう、既存の地域活動の取り組みを活かした市民の地域福祉への参画促進及び人材の育成が重要です。

■地域福祉を担う人材育成のアプローチイメージ



福祉・人権教育による意識醸成

地域福祉の推進に向け、担い手の確保・育成を図るためには、一人ひとりの福祉意識を高める必要があります。そのため、地域・家庭・学校等の様々な場における市民に対する福祉・人権教育、啓発や寄附文化の醸成を図ります。

多様な交流の場づくり

地域での孤立の発生予防、孤立している人の早期発見・早期対応ができるよう、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、様々な場所・機会を活用した交流の場づくりに努めるとともに、栗東市で暮らす誰もが違いや多様性を認め合い、互いに支えあうことができる地域づくりを進めます。

情報提供・共有の推進

生活課題を抱える人等、情報を必要とする人に必要な情報が行き届き、関係機関の中で適切に情報共有ができる体制づくりを行うとともに、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の公的制度や福祉サービス等をわかりやすく周知します。

地域でできること

みんなでやってみよう！ ～市民・団体・企業等の取り組み～



- 市民一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修等に積極的に参加したり、地域でのできごとに関心を持つよう心がけましょう。
- 団体や企業は、福祉に関する勉強会の開催や研修参加を促しましょう。

第6章

地域福祉推進に向けた施策の展開



基本方向 1 地域で互いに支えあうまちづくり



ア. 福祉・人権教育による意識醸成

地域福祉を推進するためには、その担い手である行政や市民に高い人権意識が求められます。このため、様々な機会を活用して福祉や人権に関わる教育や学習機会の確保に努め、福祉についての理解を深め、人権意識の高揚を図ります。

①福祉教育・人権教育の推進

■人権啓発・教育の推進		
○ 街頭駅頭啓発活動や、人権広報誌の発行、市民のつどい等の人権啓発活動を通じ、人権意識の高揚を図ります。 ○ 地区別懇談会、人権啓発リーダー講座等、市民の人権の学びを推進します。 ○ 学校や園において、人権・同和教育に係る学校・園訪問を実施し、人権教育を学齢に応じて計画的に推進します。 ○ 学校における人権教室や、特別支援学校の地域交流事業等を通じ、全ての人を尊重できるような人権学習を進めます。 ○ 学校や園において、学齢に応じたメディアリテラシー*教育を行い、情報化時代における人権擁護の知識や手法の学習を推進します。 ○ 人権関係団体が主催する講演会等の情報提供を行い、参加を促進する等の取り組みを通じ、人権擁護委員・人権擁護推進員の資質向上を図ります。	担当課	人権教育課 学校教育課 人権政策課 幼児保育課
■地域総合センター等における取り組みの促進		
○ 隣保事業*を通じて地元団体との連携を図り、部落差別をはじめとする、あらゆる差別のない地域づくりに取り組みます。 ○ 差別のない明るいまちづくりをめざす地域教育推進事業を推進します。 ○ 十里まちづくり事業*を広く啓発し、人権尊重のまちづくりのモデルケースとなるよう、現地研修の受け入れ等に努めます。	担当課	ひだまりの家 人権教育課 人権政策課

■生涯を通じた福祉教育・人権教育の推進		
○ じんけんセミナー栗東等の学びの機会を提供するとともに、様々な人権啓発紙の発行を通じて、生涯を通じた人権教育・啓発を推進します。 ○ 中学校区人権教育地域ネット協議会を中心に、地域やPTAと連携した福祉・人権教育を推進します。 ○ 小学校区人権ネット研修会との共催で、各小学区において人権に関する研修会や啓発活動を実施します。 ○ 感染症の蔓延に伴う新たな差別の防止に向け、感染症に関する正しい情報の啓発と普及に努めます。	担当課	人権教育課 生涯学習課 人権政策課 幼児保育課

②寄附文化の醸成

■寄附文化定着に向けた取り組み		
○ 共同募金、歳末たすけあい募金や義援金をはじめ、近年盛んなクラウドファンディング*やふるさと納税等について、さらに認知と協賛が拡大するよう、啓発に努めます。 ○ 市や社会福祉協議会等において、寄附金の使途について公表を行い、協賛者からの信頼維持とさらなる協賛の拡大を図ります。	担当課	元気創造政策課 社会福祉課

イ. 多様な交流の場づくり

地域の人々が互いに支えあう地域共生社会や、互いの人権や個性を尊重し合う共生社会を実現するためには、市民同士の交流を深め、互いに認め合い価値観を共有し合う場が重要となります。このため、感染症対策に十分に配慮しながら、市民が集い、交流し合える場の充実に努めます。

①子ども・保護者の交流の充実

■児童館を核とした交流活動		
○ 児童館において健全な遊びや親子の交流の場を提供し、相談事業等を通じて、子育て支援や親育ちを支える活動を実施します。 ○ 児童館と子育てサークルが協働で事業を実施し、シルバー人材センターやボランティアセンター、地域との交流の機会をつくって、親同士や子ども同士、多世代の交流に努めます。	担当課	子育て応援課

■様々な地域資源を活用した交流活動		
○ コロナ禍における運用方針を検討しつつ、園庭開放やそれに代わる方法により、園児や保護者間の交流促進を図ります。 ○ コロナ禍における運用方針を検討しつつ、学校における体育館やグラウンドの校庭の開放、またはそれに代わる方法により、子どもや保護者間の交流の促進を図ります。 ○ 万全の感染症対策を図りながら、各学区コミュニティセンターにおいて、はつらつ教養大学を開催し、主として高齢者の生きがいづくりと交流の活性化に努めます。 ○ ひだまりの家において、大宝西学区を対象に、「子育て支援事業」を開催し、未就園児とその保護者に対して、活動を通じて人権啓発をおこない、育児仲間を広げます。 ○ ひだまりの家において、大宝西小学生を対象に、ふれあい体験事業を開催し、仲間を大切に、ともに人権尊重の豊かな生き方を育成します。 ○ ひだまりの家の図書コーナー「ゆめのくに」において、読書や絵本の読み聞かせを推進し、子ども同士、親子、保護者同士のつながりの場を提供するとともに、絵本等の読み聞かせを通じた人権啓発を行います。	担当課	幼児保育課 スポーツ・文化振興課 生涯学習課 ひだまりの家

②高齢者の交流の充実

■生きがいづくりの機会の充実		
○ いきいき百歳体操等、高齢者のつどいの場づくりを推進します。 ○ 社会福祉協議会と連携し、同協議会が実施するサロン活動の立ち上げや運営の支援を行います。 ○ ひだまりの家において、介護予防をめざしたデイサービス事業「ひだまりひろば」を開催するとともに、老人福祉センターとして交流の場を提供し、人と人とのふれあいを中心にした交流活動を展開します。	担当課	長寿福祉課 ひだまりの家

③障がいのある人に関する交流の充実

■スポーツ等を通じた生きがい・交流の場づくり		
○ 心身障がい児・者レクリエーションスポーツ大会の運営を支援し、障がいのある人の生きがいづくりの場や交流の場、健康づくりの場の充実に努めます。 ○ 小中学校において、年間指導計画に基づきゲストティーチャーを招いてのふれあい学習を行います。 ○ 校外学習において、地域の福祉施設を訪問する等のふれあい活動を行います。	担当課	障がい福祉課 学校教育課

④あらゆる人々の交流の促進

■地域総合センター等を通じた広域での住民交流活動の促進		
○ 大宝西ふれあい解放文化祭、じんけん広場ふれあい文化祭等のイベント等を通じ、住民の相互交流の機会充実を図ります。 ○ 地域交流の場として、ひだまりの家の教養娯楽室やコミュニティホールを開放し、様々な人達が気楽に集える「居場所」の提供に努めます。	担当課	ひだまりの家 人権政策課 人権教育課
■多様な人々の交流の場の充実		
○ 外国籍住民や性的少数者等をはじめ多様な立場や文化・価値観を持つ人達との相互理解のため、交流機会の充実に努めます。	担当課	自治振興課 人権政策課

ウ. 地域活動・ボランティア活動の促進

市民による自発的な福祉のまちづくり活動や各種ボランティア活動を支援し、行政と市民の協働による地域福祉の活性化・拡充を目指します。

①地域活動への参加のさらなる促進

■情報提供・学習機会の充実		
○ 市の広報紙やホームページ、SNS*等をはじめ、各課が発行する広報物、関連団体への情報提供等を通じ、市民の地域活動への関心を高め、参加を促進します。 ○ ふるさどに対して愛着心や誇りの気持ちが持てるよう、放課後子ども教室や中学校のチャレンジウィークをはじめ、幼児期から生涯を通じて、本市の歴史や文化、自然に触れる機会の充実に努めます。 ○ シニアが活躍できるまちづくりの観点から、65歳以上を対象とした栗東100歳大学を開催します。	担当課	全課
■市民の自発的な活動の支援		
○ 自治会や自治連合会と連携して交付金による活動支援をはじめ、自治会活動を多面的に支援します。 ○ 地域振興協議会の活動に対し、補助金交付による活動支援をはじめとした多面的な支援を行います。 ○ 女性団体や老人クラブ等の活動に対し、補助金交付をはじめ多面的な支援を行います。 ○ 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域の課題や情報の共有を図り、課題については協力して解消に向けた取り組みを推進します。	担当課	自治振興課 長寿福祉課 社会福祉課

②NPO・ボランティア活動のさらなる促進

■NPO・ボランティア団体との協働の推進		
○ ボランティア市民活動センターと情報交換・共有を図り、活動支援を行うほか、市民のボランティア活動の活性化を図ります。 ○ 市民参画と協働による市民学習会を開催し、市民活動団体等の活動を支援します。 ○ 60 歳以上の市民が行う介護予防等を目的とした活動に対して「いきいき活動ポイント事業」に基づくポイントを支給し、その活動を支援するとともに、制度の啓発に努めて利用促進を図ります。 ○ 生涯学習の講師や指導者を登録して、その講座等の参加者を募集する「生涯学習人材バンク」について、広報等を通じて啓発に努め、登録者・参加者双方の増加を図ります。	担当課	自治振興課 長寿福祉課 生涯学習課

③活動拠点の整備

■地域活動を推進する拠点づくり		
○ コミュニティセンターを整備し、市民活動団体の活動を支援します。 ○ 「コミセンだより」を発行し、コミュニティセンターの活用促進を図ります。 ○ ひだまりの家、老人福祉センター、児童館等の施設の有効活用・活用促進に向けた取り組みを行います。	担当課	自治振興課 ひだまりの家 長寿福祉課 子育て応援課

④社会福祉事業者の地域貢献

■社会福祉協議会・事業者との連携強化		
○ 社会福祉協議会のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）との定例会や、地域ささえあい推進員との定期的な情報交換等により、社会福祉協議会と行政の連携強化に努めます。 ○ 社会福祉事業者に対し、地域貢献に向けた啓発や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者やNPO等との連携強化に努めます。 ○ ひだまりの家と社会福祉協議会が老人福祉センターの取り組みについて定期的に協議し、情報共有することで、社会福祉協議会と行政の連携強化に努めます。	担当課	社会福祉課 長寿福祉課 ひだまりの家

⑤地域における人材の確保・育成

■研修機会の充実		
○ 民生委員・児童委員や人権擁護委員、人権擁護推進員等の研修を充実させ、支援の必要な人を見逃さず、支援につなげるスキルを高めます。 ○ 健康推進員やスクールガードの研修を充実させ、知識と技能の向上を図ります。	担当課	社会福祉課 健康増進課 学校教育課 人権政策課 障がい福祉課
■ボランティア等の人材の養成、資質向上		
○ ボランティア市民活動センターへの運営支援等を通じて、ボランティア人材の育成に努めます。 ○ 定年退職者を対象とするボランティア講座や活動支援等を通じ、高齢者の生きがいづくりやボランティア人材の育成に努めます。 ○ 講座等を通じ、手話で会話ができる人、認知症サポーター*、青少年ボランティアリーダー等の地域福祉を支えるボランティアの育成に努めます。 ○ 栗東アドベンチャーキャンプ等を通じて、地域活動に貢献できる青少年活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。 ○ 健康推進員の養成講座や活動支援を通じて、知識の向上等、人材育成に努めます。 ○ 様々な活動団体への支援や地域ささえあい推進員の活動支援等を通じて、地域活動やボランティア活動のリーダーとなる人材の発掘や育成に努めます。	担当課	自治振興課 障がい福祉課 長寿福祉課 生涯学習課 健康増進課 社会福祉課
■新たなボランティア活動の立ち上げ支援		
○ 元気創造まちづくり事業やふるさと納税を活用した補助金制度等を通じて、地域福祉を支える新たな活動の立ち上げから自立・発展のための支援を行うとともに、活動継続に向けた支援を実施します。 ○ 市民の誰もが生涯学習活動に広く参加していただけるよう、生涯学習団体の登録・紹介等を行います。	担当課	自治振興課 生涯学習課

基本方向2 一人ひとりの課題を解決できるまちづくり

ア. 包括的な相談支援体制（重層的支援体制）の整備・強化

支援を必要とする人を誰一人取り残すことなく手を差し伸べるために、庁内各課や関係団体等との連携とネットワークを強化し、重層的に支援できる体制の整備と深化を目指します。

関連する
SDGs



①断らない相談支援体制の構築

■支援が必要な人を見逃さない取り組みの強化

- 市民の日常生活上の悩みや生活困窮、ひきこもり、虐待等の様々な相談に応じるとともに、多機関協働による対応やアウトリーチによる支援等、断らない相談支援体制を構築します。
- 研修の機会を充実することで、相談に関わる職員の資質の向上を図り、複雑化・複合化している相談に適切に対応できる体制を整備します。
- 地域福祉推進圏域において、地域の課題を解決するため、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、CSWを中心とした地域支援ネットワークの構築を図ります。
- 「同和地区福祉保健計画」に基づく各施策を実施します。
- 日常生活圏域に設置した地域包括支援センターで総合的な福祉や介護の相談を行います。
- 行政や教職員等が福祉課題につながる芽を見逃さないよう、認知症サポーター養成講座等をはじめとした研修に取り組むとともに、課題解消に必要な支援体制を整えます。
- 生活習慣病等の疾病の予防や重症化予防のため、個々の生活状況に応じた健康相談を行います。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業、赤ちゃん訪問、産前産後サポート事業等、母子保健事業の充実を図ります。
- 犯罪被害を受けた人に対して「おうみ犯罪被害者支援センター」等の関連団体と連携をとり、相談等のきめ細やかな支援をします。
- 人権侵害に関わる相談・支援、また人権に関する総合的な窓口として「人権いろいろ相談」を実施し、関係機関の連携によりきめ細かな支援を行います。
- 地域住民の生活支援と自立促進に向けて、人権相談に拘らず、就労、福祉、教育をはじめ生活全般にわたる様々な「悩み・困り」事に対しても相談に適切に対応するとともに、継続的見守りや専門機関への誘導等、総合的なサポートを行います。
- 児童・生徒や各家庭の必要に応じ、児童生徒支援室等の支援についての紹介を行うとともに、リーフレット配布等、啓発に努めます。
- 市内の小中学校にスクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*を配置し、課題を抱える児童・生徒の悩みに応えるとともに、課題の解決を図ります。
- 教育実態調査の分析結果を踏まえ、同和教育担当者会議・準隣保館会議を中心に課題解決に向けた取組を行います。

担当課

社会福祉課
障がい福祉課
長寿福祉課
健康増進課
危機管理課
自治振興課
人権政策課
ひだまりの家
幼児保育課
学校教育課
人権教育課

②参加支援の充実

■多様な参加の促進		
○ 高齢・障がい・子ども・生活困窮等の既存の体制では対応できない狭間のニーズに対応するため、庁内各課の連携を強化して本人に寄り添い、社会とのつながりを回復するための支援を行います。	担当課	全課

③地域づくりの支援

■地域における孤立の防止と誰もが交流・活躍できる地域づくり		
○ サロン活動や子ども食堂等、多分野における居場所、交流の拠点づくりに努め、住民同士が互いに支えあう関係性を構築するとともに、地域における孤立の発生・深刻化の防止に取り組みます。	担当課	全課

イ. 福祉サービス等の充実

様々な支援を必要としている人に対し、個々の事情や要望等に応じた多様な福祉サービス等を提供することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

①障がいのある人の自立支援

■障がいのある人への支援		
○ 障がいのある人の日常生活の支援を図るとともに保護者及び介助者の負担の軽減のため、個々の状況に応じた在宅福祉サービスを提供します。 ○ 手話奉仕員講座等を通じて手話ができる人材の養成を図るほか、手話通訳者や要約筆記者等の派遣・配置を行います。	担当課	障がい福祉課

■障がい者のサークル活動への支援		
○ 障がいのある人の生きがいづくりや文化・学習活動等を支援するため、サークル活動に必要な援助や活動の周知、交流活動等を推進します。	担当課	障がい福祉課

■地域包括ケア体制の構築		
○ 障がいのある人が抱える様々な課題を総合的に支援するため、関係機関・団体の連携を強化し、地域全体で障がいのある人を支える体制を構築します。	担当課	障がい福祉課

②子育て支援の充実

■親子のきずなや地域とのつながりづくり		
○ 各児童館において、あそびを通して親子のふれあいを深める活動を開催するほか、子育て相談や子育て講座を実施します。 ○ コミュニティセンターの行事への参加等、様々な機会を生かして学童保育を通じた子育て世帯と地域とのつながりづくりを推進します。 ○ ひだまりの家において、「子育て支援事業」や就学前自主活動学級を開催し、未就園児とその保護者に対して、人権啓発活動をおこない、子ども同士、保護者同士が差別をなくすつながりを広げ深めます。	担当課	子育て応援課 ひだまりの家
■支援を必要とする子どもや保護者への相談支援体制の充実		
○ 子育てに不安を抱える親への面談・相談を随時実施し、必要に応じて関係機関と連絡を取り、保護者への支援を行います。 ○ 福祉サービスを利用していない未就園児や未就学児がいる家庭へ訪問を行い、子どもの安全確認と相談がある場合は関係機関の紹介を行います。 ○ 支援を必要とする児童に対し、たんぽぽ教室や幼児ことばの教室を通じ、個々の発達や課題に応じた支援を行うとともに、保護者に対する支援も実施します。 ○ 発達障がいに関する発達相談を実施し、発達障がい特性をふまえた関わり方や環境調整を提案します。ペアレント・トレーニング講座等を実施し、継続的な支援に努めます。 ○ 栗東市障がい児・者自立支援協議会発達支援部会や要保護児童対策地域協議会実務者会議発達部会を開催し、情報の共有や課題の検討を行い、連携して支援の強化を図ります。 ○ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、利用者支援事業、赤ちゃん訪問、産前産後サポート事業等、母子保健事業の充実を図ります。（再掲）	担当課	子育て応援課 発達支援課 健康増進課

③高齢者支援の充実

■交流等を通じた生きがいづくりの推進		
○ 高齢者の健康づくりの場と生きがいづくりや交流の場として、老人福祉センター等で軽スポーツ教室を開催します。 ○ ひだまりの家において、介護予防をめざしたデイサービス事業「ひだまりひろば」を開催するとともに、老人福祉センターとして交流の場を提供し、人と人とのふれあいを中心にした交流活動を展開します。（再掲）	担当課	長寿福祉課 ひだまりの家

④福祉サービスの質のさらなる向上

■関係者の資質向上に向けた取り組み		
○ 利用者が適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所に対し、従事者の研修参加の促進や定期的な実地指導等を行い、サービスの質を向上します。 ○ 市の各種窓口において、福祉サービスを必要とする市民のニーズに気づき、必要な支援につなげることができるよう、研修の充実や情報共有等に努めます。 ○ 市が実施する各種の市民意識調査の結果等から、新たな福祉課題を見つけ出し、その解消に向けた取り組みができるよう、庁内各課の連携を強め、情報の共有を図ります。 ○ 高齢、障がい、子ども等に対し、切れ目のない福祉サービスを提供し、利用者の利便性を向上します。 ○ 学童保育事業者による研修の実施や、職員（学童保育指導員）の研修参加を促進し、児童が安心して利用できる学童保育所づくりに努めます。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課 幼児保育課 保険年金課 子育て応援課

ウ. 多様な課題を抱える人への支援

社会が複雑化・多様化するにつれ、地域福祉の課題にも新たなものが生まれ、それらが複雑に絡み合っています。このため、新たな課題にも十分に対応できるよう、研究や情報収集に努めるとともに、関係機関等との連携により、より総合的で広範な支援体制の整備を目指します。

①虐待や DV 防止に向けた周知・啓発・支援

■障がいのある人に対する差別・偏見等の防止と解消		
○ 「障害者差別解消法」に定められた、障がいのある人に対する「不当な差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供*」について、対象となる事業者のみならず、全ての市民が理解し日常生活の中で実践できるよう、周知・啓発に努めます。 ○ 発達障がいに対する理解が深まるよう、情報発信や啓発等を行います。	担当課	発達支援課 障がい福祉課
■高齢者虐待防止の啓発活動		
○ 高齢者の生命・権利を守るために、地域包括支援センターと連携し、虐待の早期発見・発生の防止に向けた啓発活動を推進します。 ○ 広報誌や様々な媒体を活用して、高齢者虐待防止や虐待発見時の通報義務について周知・啓発に努めます。	担当課	長寿福祉課
■児童虐待防止に向けた啓発活動		
○ 児童虐待防止に関する啓発活動や相談先の情報発信等を、県や関係機関等と一体的に推進します。 ○ 「児童福祉法」等に定められた児童虐待に関する通告義務について、市民への啓発に努めます。	担当課	子育て応援課

■DV 防止に向けた啓発活動		
○ 人権関連部局とも連携しながら、DV防止に係るパンフレットの配置やポスター掲示等による啓発活動を推進します。 ○ 被害に遭った場合の相談先等について、啓発や周知に努めるとともに、相談支援体制の充実に努めます。	担当課	自治振興課 子育て応援課
■DV 被害者・加害者双方への相談支援の充実		
○ 性別に関わらず DV 被害者が相談しやすい環境づくりに努めることで、DV 等に関わる様々な相談に応じるとともに、相談内容により関係機関につなぐ等、状況に応じた対応を図ります。 ○ DV の再発を防ぐため、カウンセリング等が可能な機関につなぐ等、加害者に対する支援を行います。	担当課	子育て応援課 障がい福祉課 長寿福祉課

②自殺予防対策の推進

■自殺予防に向けた相談支援体制の充実		
○ 自殺予防に向けた啓発や相談窓口の周知を図るとともに、研修等を通じ、「ゲートキーパー*」の役割を担う人材の育成を推進します。 ○ 自殺に至るまでには、多様で複雑な事情が絡み合っているため、庁内各課が関連機関等との連携を強化し、多面的な支援を行います。	担当課	全課

③生活困窮者への自立支援

■生活困窮者の実態把握		
○ アウトリーチ*等で得た情報を、月例の自立支援調整会議や関係する会議等に出席し、相談支援等に向けて共有を図ります。 ○ 日常業務を通じて生活困窮状態にある市民に気づき、その情報を共有できるよう、各課との連携強化に努めます。	担当課	社会福祉課
■生活困窮者自立支援窓口を通じた相談支援		
○ 生活困窮者自立支援窓口を設置し、生活困窮者自立支援相談員による相談を行います。	担当課	社会福祉課
■生活困窮者の自立へ向けた支援		
○ 住宅確保給付金支給事業、家計改善支援事業、子どもの学習生活支援事業等を通じ、生活困窮者の自立へ向けた支援を行います。 ○ 自立支援調整会議を毎月1回開催するとともに、関係機関と連携して、それぞれのケースに応じた適切な支援を行います。 ○ 生活困窮者の早期把握のため、関係機関との連携体制の充実に努めるとともに、生活困窮者の自立促進のため、相談支援員・就労支援員による包括的な支援を推進します。	担当課	社会福祉課

■学習支援の必要な子どもへの取り組み		
○ 生活困窮世帯の子どもたちへ学習と居場所の提供として「中学生べんきょう会」を実施する等、学習支援策の充実を図ります。	担当	社会福祉課

④引きこもりに係る支援

■不登校への支援		
○ スクーリングケアサポーターや家庭教育支援員等の人員を配置し、必要な支援を行います。 ○ 登校を渋る児童等の増加に伴い、サポーターや支援員の人材確保に努めます。 ○ 登校を渋る児童が学校外で過ごし、学習できる場の確保に努めます。	担当課	学校教育課

■様々な理由による引きこもりの防止		
○ 高齢、疾病、精神状況、人間関係等、様々な理由により引きこもりがちな人を把握するため、民生委員・児童委員等と連携しながら情報の収集に努めるとともに、孤立を防ぐための働きかけを行います。 ○ ひきこもりに悩む家族からの相談への対応や、情報提供等の支援を行います。	担当課	全課

⑤一人ひとりの権利を守る支援（成年後見制度の利用促進含む）

■地域福祉権利擁護事業の周知		
○ 認知症の人や障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度や福祉サービスの利用援助等、権利を守る取り組みの周知を図るとともに、その適切な運用に努めます。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課

■成年後見制度の利用促進		
○ 成年後見制度についての普及・啓発を行います。 ○ 制度の利用に至っていない人が早期支援につながるよう、市内各所の相談窓口の周知を強化します。 ○ 成年後見制度の利用をさらに促進するため、成年後見制度に関する研究を進めるとともに、実施方法や支援体制について検討を進めます。	担当課	社会福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課

■外国籍住民への支援（多文化共生）		
○ 栗東国際交流協会との連携により、ポルトガル語通訳による生活相談等の支援を行います。 ○ 異なる文化や言語、生活習慣等に対して理解を深める教育を推進し、多文化共生の理念の周知を図ります。	担当課	自治振興課 学校教育課

■ひとり親家庭等への支援		
○ 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に関わる様々な相談に応じるとともに、相談内容により関係機関につなぐ等、個々のケースに応じた支援を行います。	担当課	子育て応援課

■人権課題解決に向けた取り組み		
○ 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や、人権課題解決のための各種事業を総合的に実施していきます。	担当課	ひだまりの家

⑥生きづらさを感じている人・制度の狭間にある人の支援

■生きづらさや複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応		
○ 各種会議や関係機関等との連携を強化し、情報を幅広く収集し、生きづらさや複合的な課題を抱える人の早期発見・早期対応に取り組めます。	担当課	全課

■孤独・孤立対策の充実		
○ 教育機関等との連携による子どもの貧困やヤングケアラーの実態把握とともに、各種相談窓口や各種調査等を通じ、あらゆる世代の孤独・孤立の実態を把握し、適切な支援につなげます。	担当課	社会福祉課 学校教育課

■ヤングケアラーへの支援		
○ 学校やPTA、民生委員・児童委員等と連携し、潜在化しやすいヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、対象者の生活・学習支援や、課題解決に向けた支援を行います。	担当課	社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

基本方向3 安全・安心な福祉のまちづくり



ア. 防災・防犯対策の推進

市民が安心して日々を暮らせるよう、万一の災害に対する備えや防犯対策の整備は、地域福祉の重要な課題です。行政による「公助」に加え、市民の協働による「共助」体制の構築に向け、防災・防犯対策の強化を目指します。

①地域における防災活動の推進

■防災意識向上に向けた取り組み		
○ 栗東市防災総合訓練を毎年実施するとともに、湖南広域消防局中消防署や栗東市消防団と連携し、自治会等が実施する訓練等の支援を行います。 ○ 出前トーク等を通じて、市民の防災意識向上を図ります。	担当課	危機管理課
■自主防災組織の活動支援		
○ 自治会及び自主防災組織による消防・防災設備等の整備を支援します。	担当課	危機管理課

②災害時の支援体制整備

■防災・減災に向けた情報発信		
○ 防災マップを作成して全戸に配布するとともに、防災マップの周知に向けた啓発活動を行います。 ○ 防災行政無線や防災防犯情報配信メール、エリアメール、市のホームページ等、多様な手段により、災害に関する情報配信を行います。	担当課	危機管理課
■福祉避難所の整備		
○ 災害時の避難生活に特別な配慮が必要な人が安心して避難生活送れるよう、福祉避難所を整備するとともに、運営マニュアルを作成して災害時に円滑な運営が図れるよう訓練等を行います。	担当課	社会福祉課 危機管理課
■災害ボランティアセンターの実施に向けた体制づくり		
○ 災害発生時に救援活動や復旧活動を行うボランティアの受け入れ体制について、体制整備に向けた取り組みを推進します。	担当	自治振興課

③避難行動要支援者の支援

■災害時避難行動要支援者名簿の整備		
○ 災害時避難行動要支援者支援登録制度の周知に努め、名簿登録者数の増加に努めます。 ○ 個人情報の保護には十分に配慮しつつ、必要な関係者間で災害時避難行動要支援者名簿の情報の共有を図ります。 ○ 災害時避難行動要支援者名簿と併せて避難支援プランを作成し、より詳細な情報を共有します。	担当課	社会福祉課
■市民による共助体制の整備		
○ 災害時に市民相互の支えあいによる共助体制が整備されるよう、自主防災組織等と連携して、市民の防災意識と共助意識の向上に努めます。	担当課	危機管理課

④福祉施設等における安全対策

■福祉施設の安全対策充実の促進		
○ 福祉施設等に対して、スプリンクラーの設置や耐震化、感染症対策、食料や物資の備蓄、避難計画の作成等、災害時等に備えた安全対策や、サービス利用者も参加する避難訓練の実施を促進します。	担当課	社会福祉課 障がい福祉課 長寿福祉課

⑤防犯対策の促進

■子どもを守るための関係機関の連携強化		
○ 地域振興協議会や栗東市青少年育成市民会議構成団体、PTA 等との連携によりパトロール活動を実施します。 ○ 市民による自主防犯組織の活動を支援します。 ○ P T Aや地域とともに安全マップを作成するとともに、避難訓練・不審者対応訓練の実施やスクールガードリーダーによる研修会・110番通報訓練等を実施して、安全意識の高揚を図ります。 ○ 中学校防犯委員による防犯ボランティア活動を支援します。 ○ 子ども110番の家の活動を支援し、その普及・拡大に努めます。 ○ 児童の登下校を見守るスクールガードを各小学校で募集し、登下校を中心に見守りを実施します。 ○ 少年センターを中心に少年補導員の協力を得て、補導活動や各種非行防止教室等の啓発活動を行います。	担当課	自治振興課 危機管理課 幼児保育課 学校教育課 生涯学習課

■防犯対策の充実		
○ 地域振興協議会安全部会等、地域の方々との協働で安全なまちづくりに取り組みます。 ○ 防犯情報発信システムによる犯罪発生の実タイムリーな情報提供を行います。 ○ 「栗東市防犯のまちづくり計画」を確実に推進し、防犯体制の強化・充実を図ります。 ○ 防犯出前講座や「防犯デー」における啓発活動等を通じて、防犯知識や防犯意識の向上を図ります。	担当課	自治振興課 危機管理課

イ. いつまでも安心して暮らせる地域づくり

高齢者や障がいのある人、生活困窮者をはじめとした人々が、いつまでも安心して暮らせるよう、支援が必要な人を地域全体で見守り支えるとともに、移動手段の確保やユニバーサル・デザイン*に基づくまちづくりを進めて外出や移動の安全性と快適性を確保します。

①誰もが安全に暮らせる環境づくり

■地域見守りネットワークの構築		
○ 行方不明高齢者 SOS ネットワークの周知・拡大を図り、認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者を地域全体で見守る体制の整備に努めます。	担当課	長寿福祉課
■緊急通報システムの設置		
○ ひとり暮らし、高齢者のみ世帯で健康等に不安のある人に緊急通報システムを周知し、導入を進めるとともに、システム導入時には個人情報の保護に十分配慮しつつ、民生委員・児童委員との情報共有・連携を行います。	担当課	長寿福祉課
■配食サービスの実施		
○ ひとり暮らし、高齢者のみ世帯で、栄養改善が必要とされる高齢者や、食材の供給・調理が困難な状態の人に、自立支援を前提に弁当を配食し、同時に安否確認を実施します。 ○ 配食サービスが必要な人に行き届くよう、民生委員・児童委員や介護支援専門員等に対し、制度の周知を図ります。	担当課	長寿福祉課

②移動手段の確保

■コミュニティバス・タクシー等の確保		
○ くりちゃんバス等の利便性向上へ向け、動態調査を実施し、よりニーズに応じた運用を目指します。 ○ くりちゃんバス等の利用者増へ向けた方策を検討し、実施します。 ○ 栗東市社会福祉協議会が市内老人福祉センターの利便性向上に向けて巡回バスを運行しています。ひだまりの家も老人福祉センターとして、巡回バスの運行に参画し、利用者増をめざします。	担当課	交通政策課 ひだまりの家
■バリアフリー化*の推進		
○ バリアフリー基本構想に基づき、構想の推進とともに重点整備地域である栗東駅前周辺道路に点字ブロックを整備します。	担当	交通政策課

ウ. 情報提供・共有の推進

多様化・複雑化した地域福祉の課題に対応するため、福祉に関する市の情報が誰の手にも届くよう、情報発信手段の多様化に努めます。また、庁内各課や関係機関と福祉課題や取り組みについての情報を共有し、総合的・多面的な支援ができるような体制づくりを目指します。

①多様な媒体による情報提供

■様々な障がいに対応した情報提供の充実		
○ 「栗東市手話言語条例」「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の啓発及び推進を行います。 ○ 市役所窓口に筆談ボード*や耳マーク*を設置をする等、多様なコミュニケーション手段の確保で情報のバリアフリー化を図ります。	担当課	全課
■多様な情報発信手段の工夫と活用		
○ 広報紙や市のホームページ等に加え、SNS 等、新たな情報発信手段の研究や検証を常に行い、安全で効果的なものについては積極的に活用します。 ○ 関係機関や各種団体等と連携し、様々な機会を活用した情報発信に努めます。 ○ 情報発信に際し、一層の多言語化に努めます。 ○ ひだまりの家の活動を掲載した広報誌「ひだまりの家だより」や「みさと」を定期的に発行するとともに、市内の老人福祉センターや県内の地域総合センターに配布するとともに、核施設発行の広報誌をひだまりの家で掲示し、お互いに情報を発信します。	担当課	全課

付随計画Ⅰ 成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度はノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和を基本的な考え方とし、成年後見人・保佐人・補助人や任意後見人が、本人に代わって契約等を結び社会サービスの利用につなげたり、財産の管理をすることにより、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を守る制度です。

地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度を必要とする人に対する利用の促進を含む権利擁護支援の仕組みをつくることで、地域共生社会を推進していく必要があります。



支えあい 誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて

- 判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度の周知や制度利用に係る相談支援、後見人の確保や活動支援を行うための体制整備等の取り組みの推進が必要です。

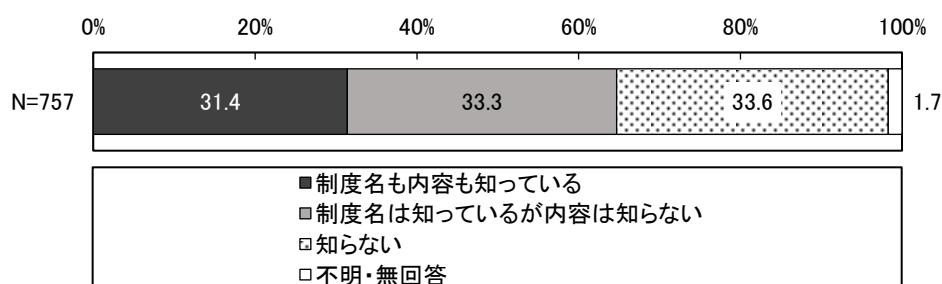
2. 成年後見制度に関する状況

(1) アンケートからみる成年後見制度の認知度・利用意向

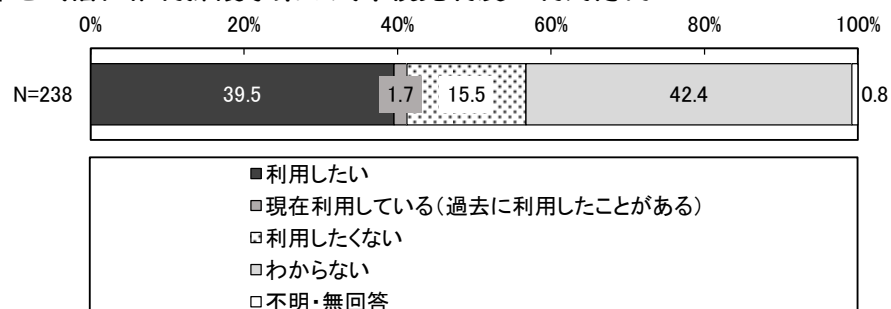
成年後見制度の認知については、33.6%の人が「知らない」と回答しています。「制度名も内容も知っている」と回答したのは31.4%となっています。【グラフ 17】

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を利用したいと思うかについては、「わからない」が42.4%と最も高く、次いで「利用したい」が39.5%、「利用したくない」が15.5%となっています。【グラフ 18】

【グラフ 17】成年後見制度の認知



【グラフ 18】地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用意向



3. 成年後見制度の利用促進に向けて

◆成年後見制度の周知啓発

認知症や障がい等の理由で判断能力が十分でない人が安心して暮らせるよう、また、誰もが住み慣れた地域で、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の適切な利用を促進します。

①成年後見制度の周知啓発

■制度の周知啓発		
○ 誰もが安心して地域での生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知啓発を行います。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課

②成年後見制度の利用促進

■制度利用へのつなぎ		
○ 成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課

■地域福祉権利擁護事業利用者の制度利用の促進		
○ 地域福祉権利擁護事業利用者について、成年後見制度の利用が適当な場合は、制度へのスムーズな移行ができるよう、市社協と連携をします。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課

③地域連携の仕組みづくり

■ネットワークの構築		
○ 地域における権利擁護を支援するため、成年後見制度に精通した団体への委託等により、中核となる機関を整備し、法律・福祉・医療の専門職団体や関係機関等が連携するネットワークの構築に取り組みます。	担当課	長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課

付随計画2 再犯防止推進計画

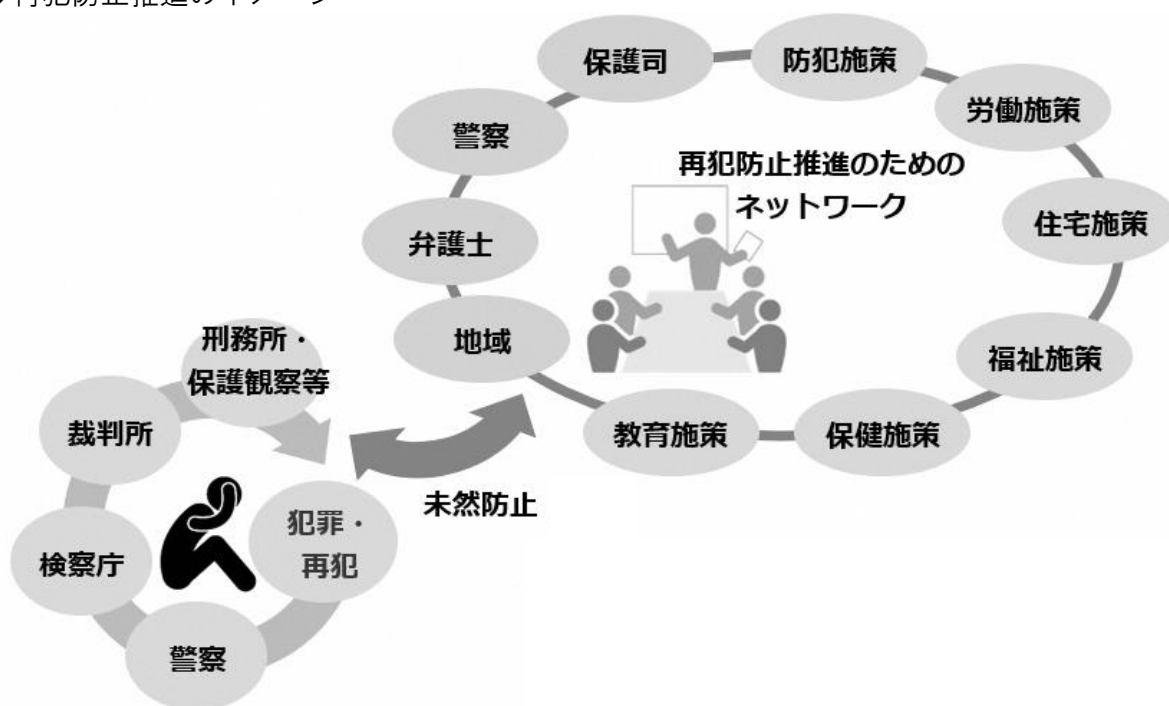
1. 再犯防止について

全国的に刑法犯検挙者及び再犯者数は減少傾向にありますが、初犯者数も減少していることもあり、検挙者のうちの再犯者数の割合は5割近くまで上昇しています。

再犯した方に目を向けると、無職であったり住宅が確保されていない等の不安定な環境にあるケース、高齢や障がい、薬物依存に伴う福祉・保健の支援を必要とするケース、非進学や退学によって学びの機会が十分に得られないケース等、背後には多様な要因があります。そのため、犯罪を繰り返してしまうという負のスパイラルを止めるには総合的・分野横断的な支援が求められます。このことは、一人ひとりが地域社会の一員として役割を持って暮らすことのできる共生社会を実現するうえでも重要な取り組みです。

また、一度罪を犯した人が再び社会復帰するための機会を与えられることは SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない」ことと合致し、いつまでも住み続けられるよりよい地域社会の実現に向けて欠かせないものであるといえます。

◆再犯防止推進のイメージ



支えあい 誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて

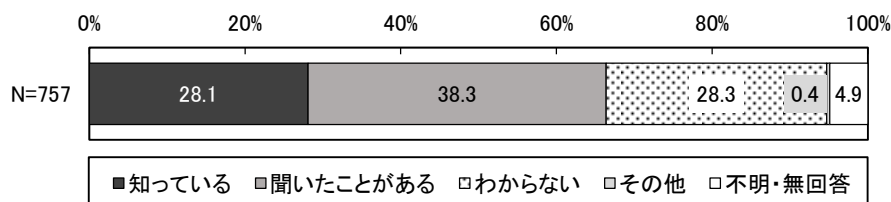
- お互いを尊重し、支えあうことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現を目指すため、更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発に取り組む必要があります。

2. 再犯防止に関する状況

(1) アンケートからみる再犯防止の認知度・利用意向

犯罪や非行を繰り返す人の中には、自分一人では生活するのが難しく、生活に困っている人がいることを知っているかについては、「聞いたことがある」が38.3%と最も高く、次いで「わからない」が28.3%、「知っている」が28.1%となっています。【グラフ 19】

【グラフ 19】犯罪や非行を繰り返す人の中に生活困窮者がいるということの認知



3. 再犯防止の促進に向けて

◆再犯防止の周知啓発

犯した罪を償い、地域社会の一員として復帰するには、本人の意志だけであったり、特定の主体のみの働きかけでは限界があり、地域社会全体の理解と協力が必要不可欠です。

また国は、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコールへの依存がある人、貧困や疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えている人がいることを挙げ、そのような人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、地域全体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があるとしています。

本市でも犯罪をした人等の生きづらさにつながる課題に対応し、再犯の防止に向けて生きづらさの解消に取り組むとともに、社会復帰後に地域社会で孤立しないよう継続的な支援に努めます。

①再犯防止の支援の充実

■更生保護活動に取り組みやすい環境づくり		
○ 更生保護活動への継続的な補助・支援を行い、関係者が活動に専念できるような環境づくりに努めます。	担当課	社会福祉課
■「社会を明るくする運動」の広報・周知		
○ 7月の再犯防止啓発月間における、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。	担当課	生涯学習課
■更生保護活動に関する情報の周知		
○ 更生保護活動に関する情報を市ホームページ等で広く周知し、市民の理解促進に努めます。	担当課	社会福祉課

②社会復帰に向けた支援の充実

■罪を犯した人の社会復帰の支援		
○ 罪を犯し、犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解したうえで、社会復帰を目指している人の人権を守り、その自立を支えるため、相談支援や就労の支援等を行います。 ○ 犯罪をした人等が必要に応じた支援が受けられるよう支援します。 ○ 地域での声かけや見守り等の支えあいにより、社会復帰を目指している人が孤立することのない地域づくりに取り組みます。	担当課	社会福祉課 商工観光課 自治振興課
■生活困窮者自立支援事業による支援		
○ 生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。	担当課	社会福祉課 商工観光労政課
■自立に向けた就労支援		
○ 公共職業安定所が実施している刑務所出所者等就労支援事業や各種制度等について、関係機関等と情報共有を図り、連携して、就労支援を行います。 ○ 一般就労が困難な人、就労を希望する障がい者に対して、関係機関と連携して、就労や生活の支援を行います。 ○ 犯罪や非行の前歴等の為に定職に就くことが難しい保護観察対象者や、矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主についての周知を図ります。	担当課	社会福祉課 商工観光労政課 障がい福祉課

③非行の防止と修学支援の充実

■非行防止に向けた相談支援		
○ 市少年センターをはじめとした非行・犯罪の防止に関する相談支援機関の周知を図ります。 ○ 非行を繰り返す少年については、児童相談所や警察等と連携し、保護者等への相談支援に取り組みます。	担当課	生涯学習課 学校教育課
■小・中学校における支援		
○ 各学校における薬物乱用防止に関する教室、情報モラルに係る研修会等の開催を通じて、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。 ○ 問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーとの面談、個別指導等による学習支援、保護観察所や保護司との連携、情報共有、スクールソーシャルワーカーの派遣等により、本人の立ち直りを支援します。	担当課	生涯学習課 学校教育課

第7章

計画の推進体制とフォローアップ



第1節 推進体制

地域福祉を推進するためには、行政のみならず、市民や関連団体・機関、関連事業者らの連携と協働が欠かせません。それらの各主体がそれぞれの役割を果たすとともに互いに支えあい、身近な地域で様々な活動を積み重ねることが、地域福祉を発展させる原動力となります。

また、地域には多様な福祉課題やニーズが存在し、それらはますます多様化・複雑化しています。このため、行政による「公助」だけでは全ての課題に十分対応することは困難で、地域で活躍するボランティアや NPO、関係団体・機関、関連事業者らのネットワークによるきめの細かい、総合的な支援が必要です。

本計画の推進にあたっては、これらの主体がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携し、「公助」と「共助」による地域福祉体制の構築と施策の推進を目指します。

第2節 地域福祉を推進する上での各主体の役割

1. 住民や関連団体等の役割

「公助」を支えるのは、市民一人ひとりの地域づくりに対する参画意識であり、身近な課題やまわりの人たちの困りごと等を他人ごとではなく「自分ごと」として捉え、自発的に解決を図ろうという姿勢です。すなわち市民一人ひとりには、まちづくりや地域福祉推進の主体であるとの意識と行動が期待されます。

また、身近な生活圏域で市民の様々な課題に応える民生委員・児童委員や、住民自治の組織である自治会等は、市民の日常生活に密着し様々な悩みや困りごとの解消・解決に努めたり、行政とのつなぎ役としての役割が求められます。

福祉関係団体・機関には、専門的な立場から様々な福祉課題の提示やその解消法・解決法等を提言し、実践する役割が期待されます。

市内の企業や事業所においては、従業員の福利厚生や労働環境の向上を図るとともに、地域社会の一員として、地域社会へ貢献する役割が期待されます。

2. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、「社会福祉法」において「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められており、各市町村で一つしか設置できない特別な社会福祉法人です。

このため、地域住民・社会福祉関係団体・行政関係者等、幅広い分野からの地域住民の参加のもと、本市の社会福祉向上のため民間の立場で相互の調整役として大きな役割を果たします。

3. 福祉関係事業者の役割

地域社会の一員として福祉サービスや医療等を供給する主体として住民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の人権や意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、地域社会との積極的な交流に努めることが求められます。

4. 行政の役割

これまで市が中心となって取り組んできた福祉サービスの提供は、住民の実態、ニーズに即して着実に推進を図るとともに、時代の変化や福祉課題の多様化・複雑化に対応し、適宜見直しを図る必要があります。

また、地域福祉の推進には、市民をはじめ多様な主体による協働が欠かせないことから、それら主体の人権意識を高め、共助の精神と実践的態度を養うことも、行政の重要な役割となります。

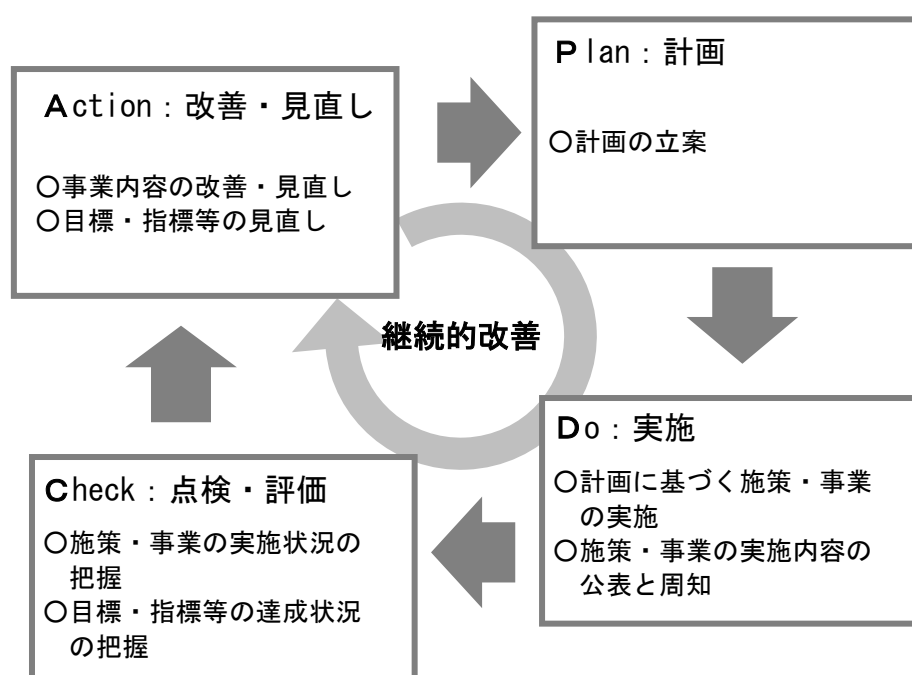
住民の地域福祉に関する活動に対しては、その自発性を尊重するとともに、主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供等の必要も求められます。

さらに、市民や関係団体等の地域福祉活動、地域づくり・まちづくりへの参画の仕組みづくりを進めるとともに、協働・連携体制づくりに取り組み、これからの地域福祉の担い手である関係者とのネットワークの構築に向けた条件整備を図っていきます。

第3節 計画の進捗管理

本計画の進捗状況や達成状況については、学識経験者や福祉関係者、市民等を含めた「地域福祉計画委員会」において、評価・検証を行います。年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

計画の着実な推進のためには、これらの進行管理を一連のつながりのなかで実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築します。



資料編



I 社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 栗東市地域福祉計画委員会設置要綱

平成21年2月2日

告示第22号

改正 平成23年4月1日告示第111号

平成26年4月1日告示第86号

平成28年6月27日告示第12

3号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する栗東市地域福祉計画を策定し、及び推進するため、栗東市地域福祉計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栗東市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他栗東市地域福祉計画において必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる20人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉を目的とする事業者
- (3) 社会福祉に関係する活動を行う者
- (4) 教育関係者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、意見を聴くため、委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 委員長は、地域福祉計画案の具体的事項を検討させるため、委員会に部会を設置することができる。

- 2 部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、部会で検討した事項について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課が担当する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適切でないと認めたときは、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮り、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月2日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第111号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第86号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月27日告示第123号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

3 栗東市地域福祉計画検討会設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する栗東市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進を円滑に行うため、栗東市地域福祉計画検討会(以下「検討会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 栗東市地域福祉計画委員会との連携に関すること
- (2) 地域福祉計画の策定及び推進に係る連絡調整に関すること
- (3) その他地域福祉計画において必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 検討会は、健康福祉部長、人権政策課長、ひだまりの家所長、危機管理課長、自治振興課長、保険年金課長、障がい福祉課長、長寿福祉課長、発達支援課長、子育て応援課長、健康増進課長、幼児保育課長、人権教育課長、生涯学習課長、社会福祉課長及び社会福祉に関する専門機関の事務局長等をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は健康福祉部長をもって、副会長は社会福祉課長をもってそれぞれ充てる。
- 3 会長は、検討会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

- 4 計画の策定経過
- 5 栗東市地域福祉計画委員会委員名簿
- 6 用語解説